

CHUBB®

Business Report 2022

日本で100年続く 信頼の世界品質、チャブ保険。

トップクラスの損害保険会社として、世界を牽引するチャブ・グループ。

地球規模で人類を苦しめるさまざまな災害にも誠実に向き合いつつ

54の国と地域に暮らすさまざまな人々を強く、そしてきめ細やかな絆で結びつけています。

私たちが考える「世界品質」とは、決して押しつけのグローバルスタンダードではありません。

世界をリードするに十分な企業スケールを背景にその国の文化、歴史、地理的な特性などを深く理解し共有する、それこそが堅固で柔軟な私たちの「世界品質」です。

この考え方は、ここ日本においても貫かれています。1920年（大正9年）横浜から歩み始め、この国に寄り添いながら100年という長い年月の中で培われてきたかけがえのないチカラ……。その一つひとつが私たちの信じる品質を形づくり、「世界品質」を築き上げています。

私たちは1世紀にわたり日本のお客様と共に歩み続ける、
「信頼の世界品質、チャブ保険。」です。

Contents

ごあいさつ Message from the CEO	2
Our Mission 私たちチャブ・グループがめざすミッションについて	4
経営について	7
商品・サービスについて	49
業績データ	59
会社概要	8
Chubb 損害保険株式会社 概要	8
代表的な経営指標	16
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	20
チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革	21
トピックス	22
会社の運営	24
内部統制の基本方針	24
コーポレート・ガバナンスの体制	26
コンプライアンス(法令等遵守) 態勢	27
環境問題への取り組みと社会貢献	28
第三分野保険の責任準備金の確認	29
リスク管理	30
社外・社内の監査態勢	35
勧誘方針	35
個人情報保護	36
反社会的勢力に対する基本方針	42
利益相反管理方針	42
お客様本位の業務運営に関する方針	43
お客様の声	44
ディスクロージャー(情報開示)の態勢	48
保険のしくみ	50
商品ラインナップ	54
お客様サービス〈個人向けサービス〉	56
お客様サービス〈企業向けサービス〉	57
損害サービス	58
事業の概況	60
経理の状況	70
企業集団等の状況	86
店舗所在地一覧	96

ディスクロージャー誌「Business Report 2022」は、当社の経営方針、事業の概況、財務状況等、事業活動についてより詳しく、わかりやすく説明するためのものです。当社を理解していただくうえでお役に立てば幸いです。

※本誌は、「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

※本誌に掲載のデータや各種情報は、原則2022年3月31日を作成基準日としています。



ディエゴ・ソーサ

Chubb 損害保険株式会社

代表取締役社長 兼 CEO

チャブ・ファー・イースト リージョナル・プレジデント

ごあいさつ Message from the CEO

不確実かつ複雑な時代においても、 将来を見据え成長し続けてまいります。

2021年は純利益、営業利益、保険引受利益、投資利益ともに過去最高を記録するなど、全世界で素晴らしい成績を収め、チャブ・グループにとって歴史的な1年となりました。チャブ・グループは、株式時価総額において世界最大級の上場損害保険会社の座を維持し続け、過去17年間で8倍となりました。

世界的なパンデミックが想像以上に長く影響をおよぼし、市況は未だ通常どおりとは言えない状態が続いています。パンデミックにより経済と社会に混乱が生じ、その結果として人々が抱える苦悩、社会不安、サプライチェーンの機能不全などさまざまな問題が生じています。また特にヨーロッパで起こっている戦争など、私たちは不確実かつ複雑な時代を生きています。しかしその一方においてはこのような時代ゆえの新たな機会も見受けられ、チャブ・グループはそれを最大限に活用できるよう努めています。

個人消費および旅行は、概ね新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻ると考えています。またビジネスのデジタル化を推進することで、今後長きにわたり競争上優位に立つことができると考えます。チャブ・グループは、企業と個人の両方のお客様に焦点をあて顧客体験を向上させ、商品やサービスの提供を効率化するための変革をめざしこれまで以上に投資を行ってまいります。

一方チャブ・ジャパンにおいては、このような状況のもとチャブ・グループの他の地域の会社と同様、業務および技術面での向上を

図るため多くの計画を前倒しで進めてまいりました。その結果、販売パートナーのご尽力や従業員の取り組みも相まって、今回のパンデミックの際にも大きな影響を受けることなく商品やサービスをお客様へシームレスに提供することができました。

その成果は業績に反映されています。当社ではほとんどの保険種目および販売チャネルで素晴らしい結果を残すことができ、堅調に成長し続けています。当社の保険引受利益は42億円、税引後純利益は28億円となりました。また当社のソルベンシー・マージン比率は、業界トップクラスの1,210.1%となり、引き続き良好な資本状態と十分な保険金支払い能力を裏づける結果となりました。

このように当社は短期的に利益を生み出すだけでなく、将来を見据え成長し続けていくことができる状況にあると確信しています。明確な目標と計画に基づき、グローバルと日本国内のネットワークおよびリソースを活用し、継続的に商品とサービスの改善を図り日本一の外資系損害保険会社となるべく邁進いたします。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



Our Mission

私たちチャブ・グループがめざすミッションについて

2016年の経営統合に基づき始動したチャブ・グループ。

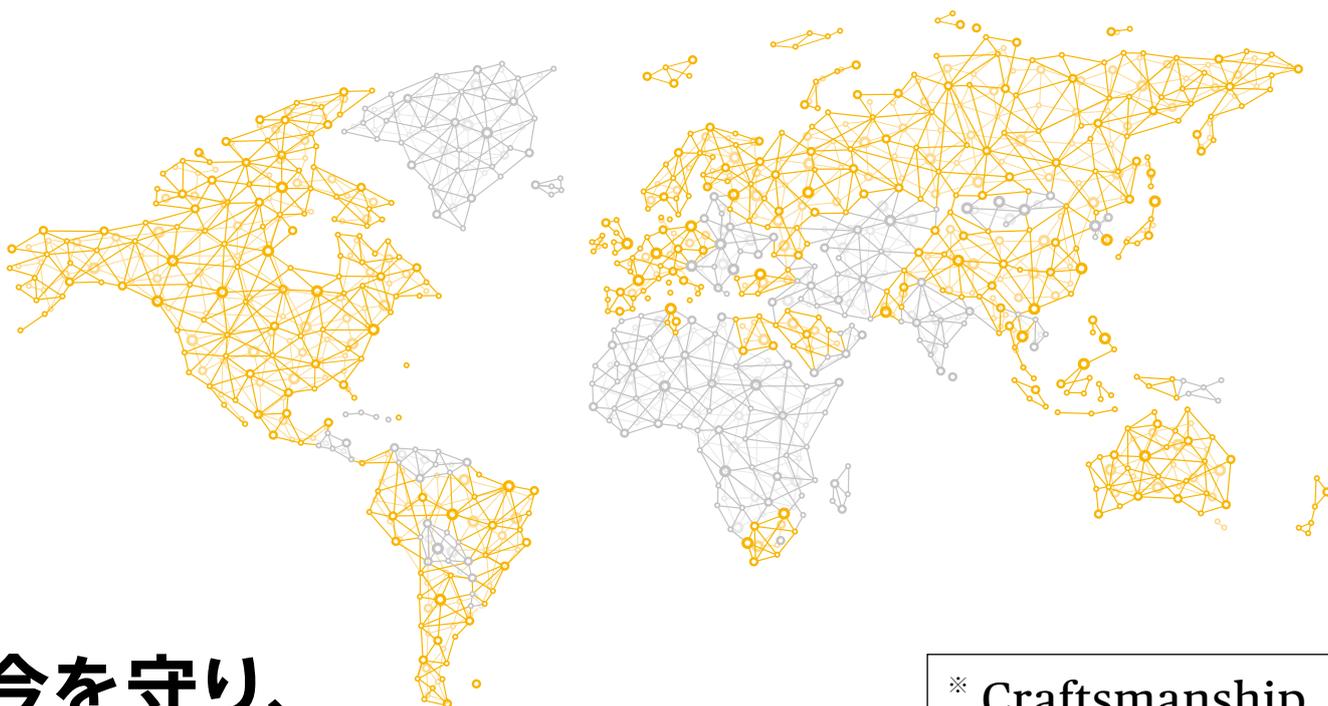
その日本法人として生まれ変わったチャブ保険には、

世界を舞台に54の国と地域でビジネスを展開する仲間たちとの間に遵守すべき使命 Our Mission が定められています。

これはチャブ・グループ全員が達成すべき命題であり、

私たちの思考および行動における最も根幹をなす言わば企業哲学に通じるものです。

私たちはこの Our Mission を真摯に受け止め、その達成に向け日々誠実に向き合っています。



今を守り、 より良い未来を築く

チャブ・グループの中核に据えられた基本的な考え方には、コーポレートシチズンシップがあります。すなわち保険という職人技※をいかに行使し、お客様にサービスを提供するためにどのように協力をか、互いの接し方、そしてコミュニティと地球にとってより良い世界をつくるためにどう働くか・・・ということの中心には、良き企業市民としての精神が不可欠です。シチズンシップとはつまり、責任です。チャブ・グループは、その責任を「今を守り、より良い未来を築く」というコアバリューとミッションを反映する形で実行します。

チャブ・グループは、リスクに対する安心を提供し、人々や企業の成長および繁栄を手助けすることでその使命を達成します。

すなわちエクセレンス、誠実、インクルージョン、機会を大切に、それらに報いる文化を維持することにより、また地球を守るために取り組み、恵まれない人々やコミュニティが生産的で健康的な生活を手に入れ維持できるよう支援すること、そして法の支配を促進することにより初めて使命を果たすことができます。

18世紀フィラデルフィアのルーツから、責任ある市民であるというコミットメントとともにダイナミックで先を見据えたグローバル企業になるべく成長してきました。チャブ・グループは時間、資金面においての貢献を含む幅広い活動を通じて、こうしたコミットメントを果たすべく行動しています。

※ Craftsmanship

社員に求められる
クラフトマンシップ(職人技)

保険は、ある意味緻密な技術に裏づけられたクラフトマンシップ(職人技)をもって成立するビジネスと言えます。私たちチャブグループは、このクラフトマンシップを社員に求める4つの理想として常に標榜し、かつ仕事に臨むうえで求め続ける課題と捉えています。

自らに厳格な
技術的向上を
求める

絶え間ない改善
により組織の
成長を促す

Craftsmanship
職人技

ローカルの
“ならでは”を
徹底的に学ぶ

“CAN DO”の
姿勢で未来の
扉を開く

慈善活動

Philanthropy



チャブ慈善財団(The Chubb Charitable Foundation)は、世界各地のコミュニティを支援する有意義な活動により社会や会社、そして当社の従業員に永続的な利益をもたらすことができると考えています。また私たちが暮らし働く国々において、地域の皆様が生産的かつ健康的な生活を行えるよう慈善活動やグローバルパートナーシップ、時間的な貢献や寄付金の提供を中心とした企業主催のボランティア活動を通して、測定可能でサステナブル(持続可能)な結果を出しつつ問題を解決できるような明確に定義されたプロジェクトをサポートしています。

慈善事業は、主にチャブ慈善財団およびチャブ法治基金(Chubb Rule of Law Fund)を通じて資金を供給しています。チャブ慈善財団は実行可能な問題に取り組み、貧困の緩和、リスクのある人々の健康改善、良質な教育を受ける機会の提供および環境の保護に貢献しています。チャブ・グループは、過去10年間に1億ドル以上を同財団に寄付してきました。

同財団の活動の例としては、長年にわたり難民の定住と生産的な生活の確立を支援する取り組みをはじめ、国際レスキュー委員会(International Rescue Committee)を支援してきました。同財団は中国とベトナムでの学校建設、メキシコとコロンビアでのマイクロファイナンス(貧困層向け小規模金融サービス)プロジェクトへの資金提供、米国そして全世界においてTeach for AmericaおよびTeach for Allプログラムの主要パートナーとしての役割を果たしてきました。

ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン(多様性、公平性、包括性)の幅広いアジェンダを拡大し強化するための活動の一環として、当社ではチャブ慈善財団を通じて不平等に立ち向かい、社会・経済・人種的正義を促進するためのさまざまなプログラムを支援しています。たとえば2021年、チャブ慈善財団はジョージア州立大学のリスク管理・保険プログラムと共同で奨学金を設立しました。この奨学金は、さまざまな背景を持つ学生を支援し、彼らの保険業界におけるパイプラインを拡大すべく支援を行っています。

環境と気候変動

Environment & Climate Change



お客様が抱える環境リスク管理を支援するソリューションの提供、自社の環境への負荷の低減など、チャブ・グループでは社会的責任を認識し意欲的に環境保全活動に取り組んでいます。

チャブ・グループの根幹は、より良い社会の一員としての企業の責任・義務から成り立っています。保険という技術をどのように活かし、どのようにお客様のためにサービスを提供し、どのように互いに接し合い、地域社会そして地球のために、より良い環境を作るためにどのように活動していくかが重要だと考えています。

- 私たちのビジネスすべてにわたる気候変動の現実を認識し責任を持つ
- 革新的な商品とリスクエンジニアリングソリューションでお客様の環境リスクの管理をサポート
- 世界中の環境復元プロジェクトへの支援
- 慈善活動を通じて生物の多様性とその地理的環境の保全
- 事業活動における環境フットプリントの削減

気候変動は現実のものとなっています。その影響は自然災害の頻度が増え、深刻さが増していることから確認できます。気候変動は、海水温および海面の上昇、洪水、干ばつ、豪雪、熱波、森林火災、巨大台風などの異常気象を増加させています。チャブ・グループのビジネスは、より頻繁に発生し、より深刻化する気象現象などの自然災害の影響から保険や再保険によりお客様をお守りすることにあります。私たちは気候変動がお客様、従業員、株主、ビジネスパートナー、そして地域社会など、すべての人々に影響を与えることを認識しています。



チャブは、ダイナミックかつ刻々と変化するグローバルな環境で事業を展開しており、市場や顧客は文化的に多様で多岐にわたります。多様な顧客のニーズに応えるためには、やりがいのある協力的な環境で優秀な人材が協力して働く必要があります。当社では、どのような人であろうとすべての従業員が安心してベストを尽くせるような雰囲気をつくり、社内での機会を確保する責任があると認識しています。当社のダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン (DE&I) 戦略は、チャブがバックグラウンドに関係なく優秀な人材を引き付け開発し定着させることができるよう設計されています。

チャブの文化は、「自身の職務に責任を持つ」という原則にしたがい集団責任と個人の責任を求めています。進歩し続けるためにはリーダーに責任を持たせ多様な人材を育成し昇進させ、リーダーのジェンダーや文化的な多様性を高めインクルーシブな採用、育成、昇進を行うことが必要です。

2020年以降チャブは採用、キャリア開発、昇進の機会における人種的平等、黒人社員の帰属意識の向上、オープンな双方向対話と教育による黒人社員の経験についての知識と理解の向上に関して具体的な行動を取ることを約束しています。こうした行動により、チャブは「反人種主義企業」をめざします。

その他のDE&Iの取り組みとしては、メンター制度やBusiness Roundtable (ビジネス円卓会議) やRegional Inclusion Council (地域包括協議会) などのアフィニティグループがあります。これらは会社全体のダイナミックなネットワーキングを促進するもので、何百人もの従業員が建設的な対話に参加することができます。さらにDE&Iの取り組みの透明性と説明責任をさらに高めるため2022年、チャブはEEO-1従業員統計データの公表を開始しました。

チャブ 法治基金

Chubb Rule of Law Fund



チャブ・グループは、企業市民として法による支配が市場を適切に機能させ、個人の自由を保護するために不可欠であるとして受け入れており自由主義的な世界秩序の基礎・基盤として認識しています。独自の企業イニシアチブであるチャブ法治基金を通じて、法による秩序の維持と発展を促進する世界中のプロジェクトを支援しています。

当基金は2008年に設立されて以来、世界各国で司法アクセスの改善、裁判所の強化、汚職との戦い、そしてお客様、従業員、仲間である市民の皆様が繁栄できる安全かつ自由な状況の創出に焦点をあてた66のプロジェクトを支援してきました。

2020年に全米に広がったできごとにより、チャブは特に黒人に対する社会における偏見、人種差別、人種的不公平から生じる根強い課題に重点的に取り組むこととなりました。チャブ・グループは、不平等に立ち向かい社会的、経済的、人種的公平を促進するためにChubb Rule of Law Fund (チャブ法治基金) を通じて各種プログラムを支援するなど反人種主義企業として具体的な行動を取っています。チャブ法治基金は、警察とコミュニティの関係を改善し、刑事司法プロセス全体にわたる人種的不平等を理解し削減するための取り組みに対して7件の助成 (2021年初頭に発表された4件、合計110万ドルを含む) を行いました。

チャブ法治基金は、チャブ慈善財団とチャブのパートナー法律事務所からの寄付による資金提供を受けています。

経営について

会社概要	8
Chubb 損害保険株式会社 概要	8
代表的な経営指標	16
チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要	20
チャブ・グループ & チャブ保険の主な沿革	21
トピックス	22
会社の運営	24
内部統制の基本方針	24
コーポレート・ガバナンスの体制	26
コンプライアンス(法令等遵守) 態勢	27
環境問題への取り組みと社会貢献	28
第三分野保険の責任準備金の確認	29
リスク管理	30
社外・社内の監査態勢	35
勧誘方針	35
個人情報保護	36
反社会的勢力に対する基本方針	42
利益相反管理方針	42
お客様本位の業務運営に関する方針	43
お客様の声	44
ディスクロージャー(情報開示)の態勢	48

Chubb 損害保険株式会社 概要

企業データ

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、多様なお客様に対し企業火災保険、個人火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険等を提供しています。1999年7月、エース・リミテッドによる米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門の買収を始め、2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収。エース・リミテッドがチャブ・リミテッドへと社名変更したことを受け、2016年10月に日本でもチャブの名を冠した社名へと変わりました。

チャブ保険はそのチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの一員です。豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受ノウハウ、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開等によりお客様のご要望にお応えします。

名称	Chubb 損害保険株式会社 略称：チャブ保険 英文社名：Chubb Insurance Japan
本社所在地	東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山
設立	1996年1月26日(日本法人化)
株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
代表者	代表取締役社長 兼 CEO ディエゴ・ソーサ
資本金	50億円(2022年3月現在)
総資産額	585億9,800万円(2022年3月末現在)
元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)	672億6,500万円(2022年3月期)
正味収入保険料	241億7,700万円(2022年3月期)
単体ソルベンシー・マージン比率	1,210.1%(2022年3月末現在)
保険財務力格付	スタンダード & プアーズ社 AA- (2022年7月現在)

チャブ保険の共通目的

チャブ保険は共通目的“Common Purpose”に基づき、お客様、パートナーである代理店、将来のリーダー社員を対象に以下のミッションを標榜し、その遂行に力を注いでいます。

- 私たちは、お客様が困難に直面した時、お客様に確かな安心と補償を提供します。
- 私たちは、ビジネスパートナーに、次の世代につながる繁栄と成功を約束し、未来につながる信頼を構築します。
- 私たちは、高い基準と倫理観を掲げ、その実践を通じて将来のリーダーを育成します。

Chubb 行動規範

当社では倫理行為において組織が各個人に対して期待する基準を明確に定義し、チャブ・グループの一員として日々の活動で進むべき道を Chubb 行動規範に指し示しています。

Chubb 行動規範には、以下のような項目が記載されています。

- 私たちの価値という指針 - Chubb の文化
- 協力と尊重
- 信頼と信用
- 誠実性
- 誠実性と透明性
- 社会全体にとっての利益



チャブ保険の強み

- 格付ランク「AA-」。安定した財務基盤をベースに、お客様の信頼にお応えします。

米国格付機関スタンダード & プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および発行体格付ともに信用性の高い「AA-」を獲得。優れた財務基盤に裏づけられた安心をご提供します。なお、最新の格付情報については、スタンダード & プアーズ社の公式ホームページ (<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>) またはスタンダード & プアーズ社 (電話：03-4550-8000) までお問い合わせください。

- 単体ソルベンシー・マージン比率 1,210.1% は、高い支払い能力の証です。

あらゆるリスクや環境変化への安定した対応をめざし、保険金の支払い能力の強化を積極的に推進しています。単体ソルベンシー・マージン比率は、「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされる 200% を大きく上回る 1,210.1% *。巨大災害の発生や資産の大幅な価格下落など、通常の予測を超える危機が発生した場合にも、お客様に確かな安心をお約束します。

* 2022 年 3 月末現在

- 国内 1,900 店舗以上のプロフェッショナルな代理店が、親身になってご相談を承ります。

チャブ保険のネットワークで結ばれている代理店は、日本国内に 1,900 店舗以上。いずれも専門性に富んだプロフェッショナル集団であり、お客様のニーズにマッチした保険商品やサービスのご紹介、的確なアドバイスで問題解決をめざします。気軽にご相談いただける身近なリスクマネージャーです。

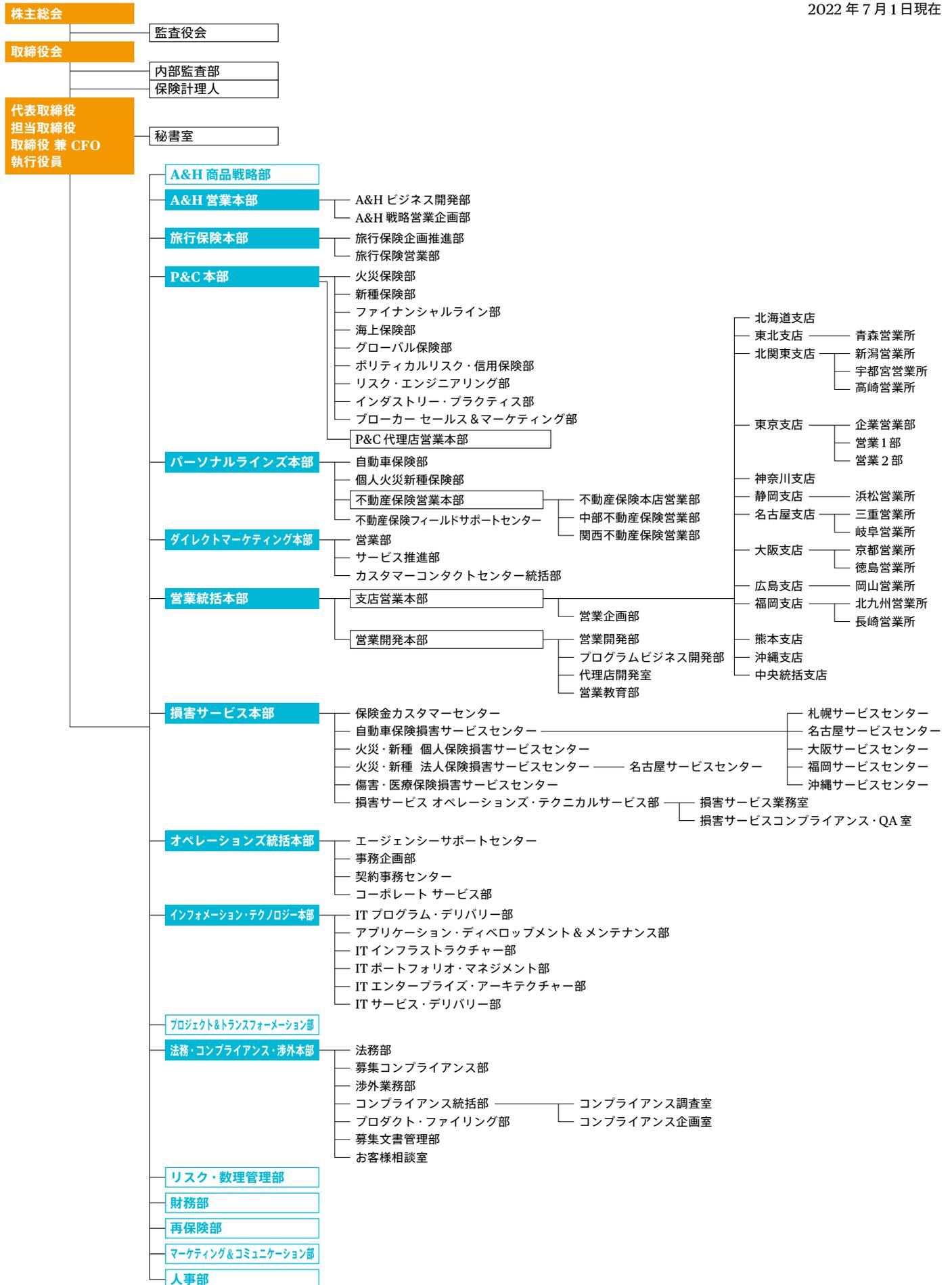
子会社について

Chubb 少額短期保険株式会社

正式社名	Chubb 少額短期保険株式会社 (略称：チャブ少額短期保険 英文社名：Chubb SSI Japan)		
本社所在地	東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号 ガーデンシティ品川御殿山		
設立	2006 年 10 月 10 日	出資比率	100%
代表取締役社長	古川 敏也	主な事業内容	少額短期保険業、およびこれに付帯関連する業務
資本金	1 億 5,500 万円 (2022 年 3 月末現在)		

組織図

2022年7月1日現在



株主の状況

基本事項

定時総会開催時期	毎年4月1日から4ヵ月以内
決算期日	毎年3月31日
公告掲載	ホームページ

株式の分布状況・大株主

株主名	エース・INA・オーバーシーズ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
住所	バミューダ、ハミルトン、ウッドボーン アベニュー 17
所有株式数	163千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	100%

資本金の推移

当社は、1996年1月に資本金30億円(授權資本金100億円)にて設立されました。その後、1999年12月23日付で16億5千万円、2002年3月27日付で10億円、2003年3月29日付で5億円、2004年3月27日付で7.5億円、2006年3月16日付で5億円の増資を行い、さらに2009年3月23日付で7.5億円の増資を行い、増資後81.5億円の資本金となっております。

その後、繰越利益剰余金に振り替えて欠損を解消することを目的に、2018年3月1日付で31.5億円の減資を行い、50億円の資本金となっております。

	増資額 [億円]	減資額 [億円]	増(減)資後 資本金 [億円]	適用
1996年1月26日	—	—	30	設立
1999年12月23日	16.5	—	46.5	第三者割当による 新株発行
2002年3月27日	10	—	56.5	同上
2003年3月29日	5	—	61.5	同上
2004年3月27日	7.5	—	69	同上
2006年3月16日	5	—	74	同上
2009年3月23日	7.5	—	81.5	同上
2018年3月1日	—	31.5	50	減資



株主総会の状況

■ **臨時株主総会** 2021年4月20日付の臨時株主総会の決議事項は以下のとおりです。

決議事項：第1号議案 剰余金の配当の件
上記議案は原案どおり承認可決されました。

■ **第27回定時株主総会** 第27回定時株主総会は、2022年6月24日(金)当社本店会議室において行われました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項：1. 第27期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)に係る、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の内容につき報告の件
2. 第27期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)に係る事業報告の内容につき報告の件
3. 取締役退任の件
上記内容について報告しました。

決議事項：第1号議案 取締役の再選および新規選任の件
第2号議案 定款の一部変更の件
上記議案は原案どおり承認可決されました。





ディエゴ・ソーサ

代表取締役社長 兼 CEO

ファー・イースト リージョナル・プレジデント



佐々木 寿彦

取締役 兼 CDO 兼 営業統括本部長



デイビッド・モロー

取締役 兼 P&C 本部長

ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



高橋 和人

取締役 (A&H 担当)

ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



ジャスティン・ポイズン

取締役 兼 パーソナルラインズ本部長

ファー・イースト リージョナル・バイス・プレジデント



佐野 佳男

取締役 兼

法務・コンプライアンス・渉外本部長



相野 貴信

取締役 兼 人事部長 兼
マーケティング & コミュニケーション部長



仲村 渠 クリスティアン

取締役 兼
チーフ・オペレーション・オフィサー(COO) 兼
チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO)



高橋 寛人

取締役 兼 CFO



ハリー・パーソンソン

執行役員 兼 損害サービス本部長



多田 哲将

執行役員 兼
ヘッド・オブ・ビジネス・ディベロップメント



岡野 英明

執行役員 兼
オペレーションズ統括本部長 兼 コーポレートサービス部長

監査役・会計監査人の状況

西川 伸起
監査役

上野 達夫
社外監査役

金子 太妥志
社外監査役

PwC あらた有限責任監査法人
会計監査人

従業員の状況

2022年3月31日現在

	男性	女性	総平均
平均年齢	46.3歳	45.5歳	45.9歳
平均勤続年数	12.0年	7.7年	10.2年
平均給与月額	688,446円	445,760円	584,269円
従業員数	351名	264名	615名

2021年採用者数			
採用者総数	新卒採用者数	中途採用者数	中途採用率
41名	3名	38名	93%

(注) 正規従業員の採用者数となります。

- (注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者を含んでおりません。
2. 平均給与月額は2022年3月の税込定例給与であり、賞与・時間外手当等を含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。

社員研修制度

損害保険事業を通じて広く社会に貢献するという当社の企業理念を理解し、その達成のためにスピード、柔軟性、機敏性を基盤とする当社の企業文化を担うプロフェッショナルな人材の育成と社員の能力開発に努め、組織の活性化を図ることを目的として進めております。そのため新入社員研修、リーダーシップ強化研修等の全体的な共通知識・能力の育成・向上を目的とする「階層別集合研修」、各専門部が実施する専門知識・能力の育成・強化を目的とする「業務研修」、自己啓発を含めた「各種通学・通信研修・社外講座受講」に加え、新たに顧客体験向上を実現するための各種スキル研修、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン促進のための研修、英語研修等を組み合わせて実施しております。また自己啓発をサポートするための補助も提供しています。



福利厚生

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しております。

- 確定拠出年金制度
- Chubb 持株優遇制度
- 所得補償保険制度
- 慶弔金・災害見舞金支給制度
- 人間ドック補助制度
- 財形貯蓄制度
- 保険料補助制度
- 福利厚生代行サービス
- 総合福祉団体定期保険
- 永年勤続者表彰
- 従業員支援プログラム

代表的な経営指標

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度
正味収入保険料 ^{※1} (対前期増減率)	25,117 (7.8%)	23,307 (△7.2%)	24,177 (3.7%)
保険引受利益 ^{※2} (対前期増減率)	3,057 (1,203.1%)	4,856 (58.8%)	4,263 (△12.2%)
経常利益 ^{※3} (対前期増減率)	3,122 (524.6%)	5,195 (66.4%)	4,309 (△17.1%)
当期純利益 ^{※4} (対前期増減率)	2,286 (1,467.7%)	3,492 (52.8%)	2,894 (△17.1%)
正味損害率 ^{※5}	41.6%	39.5%	37.0%
正味事業費率 ^{※6}	49.9%	50.3%	49.6%
純資産額 ^{※7}	14,973	18,707	11,610
総資産額 ^{※8}	66,122	67,560	58,598
その他有価証券評価差額金 ^{※9}	443	685	503
単体ソルベンシー・マージン比率 ^{※10}	1,552.8%	1,613.5%	1,210.1%

- (注) ※1. **正味収入保険料**
元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。
- ※2. **保険引受利益**
保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費土その他収支
(その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。)
- ※3. **経常利益**
通常の会社の事業(保険引受・資産運用等)から発生する取引を経常取引といい、それらの取引の集計の結果計算された利益をいいます。
- ※4. **当期純利益**
上記経常利益に特別損益を加算し、法人税および住民税と法人税等調整額を控除した利益をいいます。
- ※5. **正味損害率**
保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。
(正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- ※6. **正味事業費率**
事業費の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。
保険引受に係る正味事業費 ÷ 正味収入保険料
- ※7. **純資産額**
総資産から会社の負債の部の合計額を控除したものです。純資産の部合計の数値と一致します。
- ※8. **総資産額**
会社の貸借対照表上の資産の総額をいいます。
- ※9. **その他有価証券評価差額金**
金融商品会計適用により会社が所有する有価証券のうちその他有価証券については貸借対照表の表示が時価表示となっています。その時価と会社帳簿価額の差額(未実現損益)から税相当額を控除した純額を貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
- ※10. **単体ソルベンシー・マージン比率**
巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する資本金・準備金等の支払い余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

正味収入保険料

2021	24,177	241億7,700万円 (対前年比 +3.7%)
2020	23,307	
2019	25,117	

(単位：百万円)

元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料 (収入積立保険料を除く)

2021	67,265	672億6,500万円 (対前年比 +4.4%)
2020	64,441	
2019	64,170	

(単位：百万円)

元受収入保険料(グロス)から諸返戻金を控除したものです。ただし、満期返戻金は控除しません。

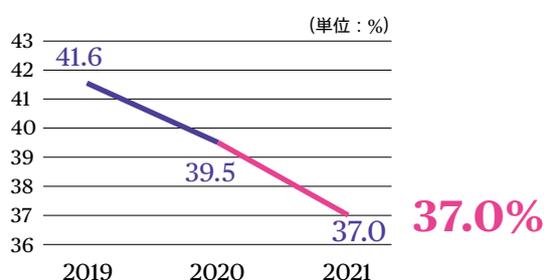
総資産額

2021	58,598	585億9,800万円
2020	67,560	
2019	66,122	

(単位：百万円)

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の資産の部の合計です。

正味損害率



保険金の正味収入保険料に占める割合のことで次の算式により算出されます。

$(\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料}$

単体ソルベンシー・マージン比率



巨大災害の発生や保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する資本金・準備金等の支払い余力の割合を示す指標です。

行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断する指標のひとつでありその数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告書

(1) 事業の経過および成果等

世界中で新型コロナウイルスと共存しながら経済活動の正常化が進められる一方、半導体不足などの供給制約を主因に、当決算期における世界経済は後半にペースが鈍化しました。主要国・地域の大規模な経済政策やワクチンの普及により、徐々に経済活動が活発化する動きがみられるものの、インフレ圧力やロシアのウクライナ侵攻など依然として経済活動への影響の懸念は拭えず、景気の先行きは不透明です。

日本経済は、当決算期に感染蔓延防止策等の新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の制限はあった中でも、需要、個人消費や企業活動が徐々に持ち直しの方向へ進みましたが、オミクロン変異株の感染拡大により景気回復はペースダウンしました。今後も新型コロナウイルス感染拡大による下振れリスクや加速する円安等に引き続き注意が必要です。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が43億9百万円、当期純利益は28億9千4百万円となりました。

なお、スタンダード&プアーズ社より、日本法人として保険財務力格付および長期カウンターパーティ格付ともに「AA - /アウトルック：安定的」を獲得しております。

(2) 当期中における元受保険契約、再保険契約、正味事業成績の概況は次のとおりです。

1. 元受保険契約の概況

当期中に計上した収入積立保険料を除く元受正味保険料は672億6千5百万円であり、その内訳は火災保険250億4千3百万円、海上保険10億4千4百万円、運送保険4億2千8百万円、傷害保険129億5千万円、自動車保険71億1千3百万円、自動車損害賠償責任保険1億7千5百万円、その他の保険205億8百万円となっております。

また、当期中に計上した元受正味保険金は188億8千9百万円であり、損害率は28.1%となっております。その内訳は、火災保険66億4千2百万円、海上保険1億8千3百万円、運送保険5千万円、傷害保険37億3千9百万円、自動車保険30億9千1百万円、自動車損害賠償責任保険2億2百万円、その他の保険49億8千1百万円となっております。

2. 再保険契約の概況

当期中に計上した出再保険契約は支払再保険料471億7千2百万円、回収再保険金130億6千5百万円、再保険手数料188億7千4百万円となっております。また、受再保険契約は受再正味保険料40億8千3百万円、受再正味保険金18億5千2百万円、受再保険手数料13億6千4百万円となっております。

3. 正味事業成績の概況

当期中に計上した正味収入保険料は241億7千7百万円で

あり、3.7%の増収となっております。その内訳は、火災保険50億1千8百万円、海上保険1億7千4百万円、運送保険7千9百万円、傷害保険66億4千3百万円、自動車保険31億3千5百万円、自動車損害賠償責任保険5億1千5百万円、その他の保険86億1千万円となっております。

当期中に計上した正味支払保険金と損害調査費の合計額は89億5千4百万円であり、損害率は37.0%となっております。当期中に計上した保険引受に係る事業費の合計額は119億9千6百万円であり、事業費率は49.6%となっております。

(3) 当期における損益の概況、資産運用状況は次のとおりです。

経常収益は保険引受収益が258億8千3百万円、資産運用収益が5千5百万円、その他経常収益が2億7千9百万円となり、合計262億1千8百万円を計上いたしました。一方、経常費用は保険引受費用が98億7百万円、資産運用費用が1億4千2百万円、営業費および一般管理費が119億3千4百万円、その他経常費用が2千3百万円となり、合計219億8百万円を計上しました。この結果、経常利益が43億9百万円となっております。経常利益に価格変動準備金戻入額2千1百万円の特別利益、固定資産処分損2千4百万円の特別損失を計上した税引き前当期純利益に対し、法人税等14億1千1百万円を控除し、当期純利益は28億9千4百万円となりました。

なお、当期末における総資産は585億9千8百万円、このうち運用資産は458億8千7百万円となっております。

資産運用に関しましては、利息および配当金収入は5千5百万円となり、有価証券売却益4千万円、積立保険料等運用益振替△3千9百万円を加減した結果、5千5百万円の資産運用収益を計上いたしました。

(4) 会社が対処すべき課題

長期にわたりパンデミックを引き起こしている新型コロナ感染症は、現在もなお新たな変異株の発生により収束の目途が立たない状況にあります。

加えて今年2月末に発生したロシアによるウクライナ侵攻により世界的に情勢不安な状態が継続しています。

このように世界的に不安定な状況が続く中、54の国と地域で事業を行っている当社として、社会的責任を認識し、お客様へ安定したサービスを継続的に提供すべく、グローバルで一丸となって、業務遂行に努めてまいります。

新たにデジタル化に特化したプロジェクトを創設し、これまで以上にお手続き、保険サービス、販売、保険金のお支払いなどお客様の利便性の向上に向けた取り組みに注力してまいります。また、Web化の推進、セキュリティの強化、代理店システムの改善等も継続して実施し、今後もお客様へより良いサービスを提供することを第一に考え全社を挙げて取り組んでまいります。

不良債権の状況について

① リスク管理債権の状況

2021年度末でリスク管理債権に該当するものではありません。

*リスク管理債権とは貸付金等の中で、正常でない債権を指し破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の分類があります。(各債権の意義は「経理の状況」の「リスク管理債権の状況」のページをご参照ください。)

② 資産自己査定状況

毎決算期末に保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、I II III IV の4段階に分類を行い、資産の不良化によってどの程度の危険にさらされているかを判定しております。

2021年度の資産査定結果は下記のとおりであり、6百万円の貸倒引当金を計上しております。

I 分類 (非分類)	58,508 百万円
II 分類	96 百万円
III 分類	－ 百万円
IV 分類	0 百万円
合計	58,605 百万円

財務諸表に関する社長表明

当社は財務諸表作成に係る内部監査態勢の構築と維持について責任を有していることを認識しています。

当社の財務諸表は、上記内部監査のもと、日本の会計原則に従って作成されており、会計監査人から適法である旨の報告を得ています。

本職は、当社の財務諸表作成に係る内部監査の有効性および財務諸表の適正性を確認しております。

Chubb 損害保険株式会社
代表取締役社長 兼 CEO
ディエゴ・ソーサ



チャブ・グループ & チャブ・リミテッド 概要

チャブ・リミテッド企業データ

チャブ・グループは、54の国と地域で事業を展開し約34,000名の従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。多様なお客様に対して企業火災保険、個人火災保険、新種保険、個人傷害保険、医療保険、再保険および生命保険を提供しています。

1985年の設立以来、戦略的な企業買収と経営の多角化により急成長を遂げ、1999年7月には米シグナ・コーポレーションの損害保険事業部門を買収。2016年1月にはチャブ・コーポレーションを買収し、チャブ・リミテッドへ社名変更しました。

豊富な商品構成やサービス、幅広いディストリビューション能力、優れた財務力、卓越した保険引受、高品質の損害サービス、グローバルな拠点展開でお客様のご要望にお応えしています。

正式社名	チャブ・リミテッド Chubb Limited
本社所在地	スイス チューリッヒ Bärengasse 32, CH-8001 Zürich, Switzerland
設立	1985年8月29日
会長 兼 CEO	エバン・グリーンバーグ Evan G. Greenberg
上場株式市場	ニューヨーク株式市場 (NYSE: CB)
総資産額	2,000億ドル (2021年12月末現在)
収入保険料 (GWP)	468億ドル (2021年12月期)
正味収入保険料 (NWP)	364億ドル (2021年12月期)
保険財務力格付	スタンダード & プアーズ社 AA (2022年7月現在) Chubb Group's core operating companies
チャブ・グループホームページ	https://about.chubb.com/

代表的な経営指標

チャブ・リミテッド総資産額

2021	200,054
2020	190,774
2019	176,943

(単位: 100万米ドル)

チャブ・リミテッド収入保険料

2021	46,780
2020	41,261
2019	40,124

(単位: 100万米ドル)

チャブ・リミテッド正味収入保険料

2021	36,355
2020	33,820
2019	32,275

(単位: 100万米ドル)

保険財務力格付 (Chubb Group 主要グループ会社)

2022年7月1日現在

格付機関	保険財務力格付
スタンダード & プアーズ社	AA (アウトルック: 安定的)
A.M. ベスト社	A++ (ステーブル)

To The Future

- 2020** チャブ保険は日本で100周年。
- 2016** エース保険から Chubb損害保険株式会社 (略称: チャブ保険) へ社名を変更。
- 2016** エース・リミテッドが チャブ・コーポレーションを買収し、世界最大級の損害保険会社へ。
- 2008** エース・リミテッド、本店登記地を スイス、チューリッヒへ移転。
- 1999** 「シグナ傷害火災保険株式会社」は、「エース損害保険株式会社」へ社名を変更。
- 1999** エース・リミテッド、シグナ・コーポレーションの 全世界の損害保険事業部門を取得。
- 1996** 「シグナ傷害火災保険株式会社」設立。
- 1993** エース・リミテッド、ニューヨーク証券取引所に上場。
- 1986** INAおよび一部のAFIAメンバー会社が 全契約をシグナ保険会社に包括移転。
- 1985** 「シグナ保険会社」が日本で保険引受認可取得。
- 1985** エース・リミテッド、GE、IBMなど 優良大手企業34社の自家保険専門会社として設立。
- 1982** INAコーポレーションとコネチカット・コーポレーションが合併、シグナ・コーポレーションが誕生。
- 1967** チャブ・コーポレーションを設立。
- 1950** INAが日本で保険引受認可取得。
- 1920** AFIAが横浜で営業開始。
- 1882** トーマス・コールドコット・チャブと彼の息子パーシーが、ニューヨークにて「Chubb & Son」を設立。
- 1808** INA、米国で初めて保険代理店を設置。米国の保険代理店制度の基礎となる。
- 1803** INAは、日本と海外を往来する船舶の海上リスクを補償。
- 1792** 米国最古の株式組織の海上保険会社 「Insurance Company of North America (INA)」が誕生。

トピックス

主要な活動等

2021年8月

「チャブ保険カップ」

第4回静岡県企業対抗ゴルフ大会を開催

2021年8月7日、静岡新聞社・静岡放送・静岡県ゴルフ連盟主催により、「チャブ保険カップ」第4回静岡県企業対抗ゴルフ大会が、企業間の縁を大切にすることを目的に葛城ゴルフ倶楽部で開催され、徹底した感染対策の中、総勢118名が参加しました。



2021年9月

日本における

Dive In フェスティバル 2021 に参加

世界34カ国で同時開催された Dive In フェスティバルに日本における Dive In フェスティバル運営グループとして参加。チャブ保険は、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社とともに、リモートワーク環境におけるアライをテーマにセッションを行いました。



新商品・新サービス

2021年11月

ZIPAIR 航空券販売サイトにてチャブ保険の

『海外旅行保険』『旅のキャンセル保険』を販売開始

『海外旅行保険』と『旅のキャンセル保険』（正式名称：ネット専用旅行関連サービス取消費用補償保険）の販売を、代理店である株式会社 ZIPAIR Tokyo の航空券販売サイトにて開始。『旅のキャンセル保険』はオンライン旅行商品を購入後、突発的な事由によりやむを得ず旅行をキャンセルした場合、お客様のキャンセルに伴い発生した損害を補償するものです。



2022年1月

業務災害安心総合保険に新特約「三・七・九大疾病一時金支払特約」を販売開始

業務災害保険の特約として特定の疾病により所定の要件を満たした場合に一時金をお支払いする特約を販売開始。企業の「人材確保」「人手不足の解消」「福利厚生充実化」等をサポートしてまいります。



地震保険の普及と啓発

地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し生活の安定に寄与する役割を担っています。2020年度に火災保険を契約された方のうち、約3分の2の方が地震保険に加入しています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスター等を用いた消費者向けの啓発、地震保険を販売する損保代理店の支援、リスク啓発と地震保険加入促進を連携させた取り組み等を通じて地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



役員人事

- 2022年3月1日付で執行役員 兼 損害サービス本部長にハリー・パーソンソンが就任しました。
- 2022年4月1日付で執行役員 兼 ヘッド・オブ・ビジネス・ディベロップメントに多田哲将が就任しました。
- 2022年6月24日付で取締役 兼 チーフ・オペレーション・オフィサー (COO) 兼 チーフ・インフォメーション・オフィサー (CIO) に仲村渠クリスティアンが就任しました。
- 2022年6月24日付で取締役 兼 CFO に高橋寛人が就任しました。
- 2022年6月24日付で取締役 兼 人事部長 兼 マーケティング&コミュニケーション部長に相野貴信が就任しました。
- 2022年7月1日付で執行役員 兼 オペレーションズ統括本部長 兼 コーポレートサービス部長に岡野英明が就任しました。

金融市場のさらなる自由化、損害保険会社としての自己責任に基づく健全で適切な企業経営のためには、保険業法などの各種法令等遵守、保険会社経営を取り巻く各種リスクへの適切な対応・管理体制がますます重要になっています。当社はこのような認識のもと、以下のような対策を進めています。

内部統制の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「業務の適正を確保する体制」の整備に係る基本方針を決定しております。当社は、本方針に従って継続的に内部統制システムの整備を進め、これを適切に運用してまいります。

1. 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、これに基づき毎年取締役会の承認のもとにコンプライアンスプログラムを策定する。また、3ヵ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス上の問題点の把握と解決に努める。コンプライアンス委員会が必要事項を取締役に報告する。
- (2) 当社は、内部監査に関する規程を制定し、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。
- (3) 当社の従業員がコンプライアンス上の問題を把握した場合は、これを内部通報システムの Chubb 倫理ヘルプラインに通報する。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る情報については、文書保存基準（文書保存一覧を含む）および「文書類の保存期間に係る法的基準について」に基づいてその保存媒体に応じ適切に保存・管理する体制を構築する。これを規定に基づいて必要な期間閲覧可能な状態で維持する。文書保存一覧は適宜アップデートを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理の基礎とする「統合的リスク管理基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理態勢を整備する。
- (2) 取締役会直属機関として統合的リスク管理委員会を設置する。同委員会は3ヵ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (3) 各種リスクを全体的視点から把握、監督する統合的リスク管理委員会は、上記(1)記載の「統合的リスク管理基本方針」に定めるリスクに関連する各委員会および各リスク管理部会により構成される。
- (4) 統合的リスク管理委員会および各部署の運営については、内部監査部がプロセスチェックを行い、取締役会へ結果報告を行う。
- (5) 統合的リスク管理委員会の活動は定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について執行決定を行う。

- (2) 取締役会の承認決議を効率的かつタイムリーに行うために、取締役会に書面決議制度を導入する。
- (3) 取締役会に基づく業務執行については、役員業務分掌および職務記述書を適宜アップデートし、また組織規程を策定して、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) チャプ・グループにおける業務の適正を確保するため、チャプ・グループすべてに適用される行動指針として策定される Chubb Code of Conduct を取締役、執行役員および従業員に遵守させる。事業年度ごとに取締役、執行役員および従業員に Chubb Code of Conduct の宣誓書を提出させる。
- (2) 親会社とともに、SOX 法に準拠して業務の適正を確保するための措置を構築する。
- (3) 前頁 1.(3) 記載のとおり、チャプ・グループには Chubb 倫理ヘルプラインが設置されており、親会社の不正があった場合には、これに通報するシステムを構築する。
- (4) 子会社 (Chubb 少額短期保険株式会社) とは「関係会社管理方針」に基づき連携して業務の適正を確保する。
- (5) 子会社の従業員も前頁 1.(3) 記載の Chubb 倫理ヘルプラインの利用対象者とし、当社から子会社に対する不正行為をけん制する体制を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき職員の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、当社の

従業員から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定し、取締役および執行役員からの独立性を確保するものとする。

- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととする。
- (3) 監査役補助者は、監査役補助者としての職務遂行の範囲においては、取締役等および従業員の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および従業員は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (2) コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、財務部門およびその他内部統制機能を所管する部署は、内部統制システムの構築・運用状況について、監査役に報告する。
- (3) 内部通報システムによる通報の状況については、必要に応じてこれを監査役に報告する。
- (4) 取締役、執行役員および従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- (5) 当社は、子会社の取締役、監査役および従業員が、当社または子会社の業務遂行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した時に、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

- (6) 当社は、当社および子会社において監査役に上記 (5) の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

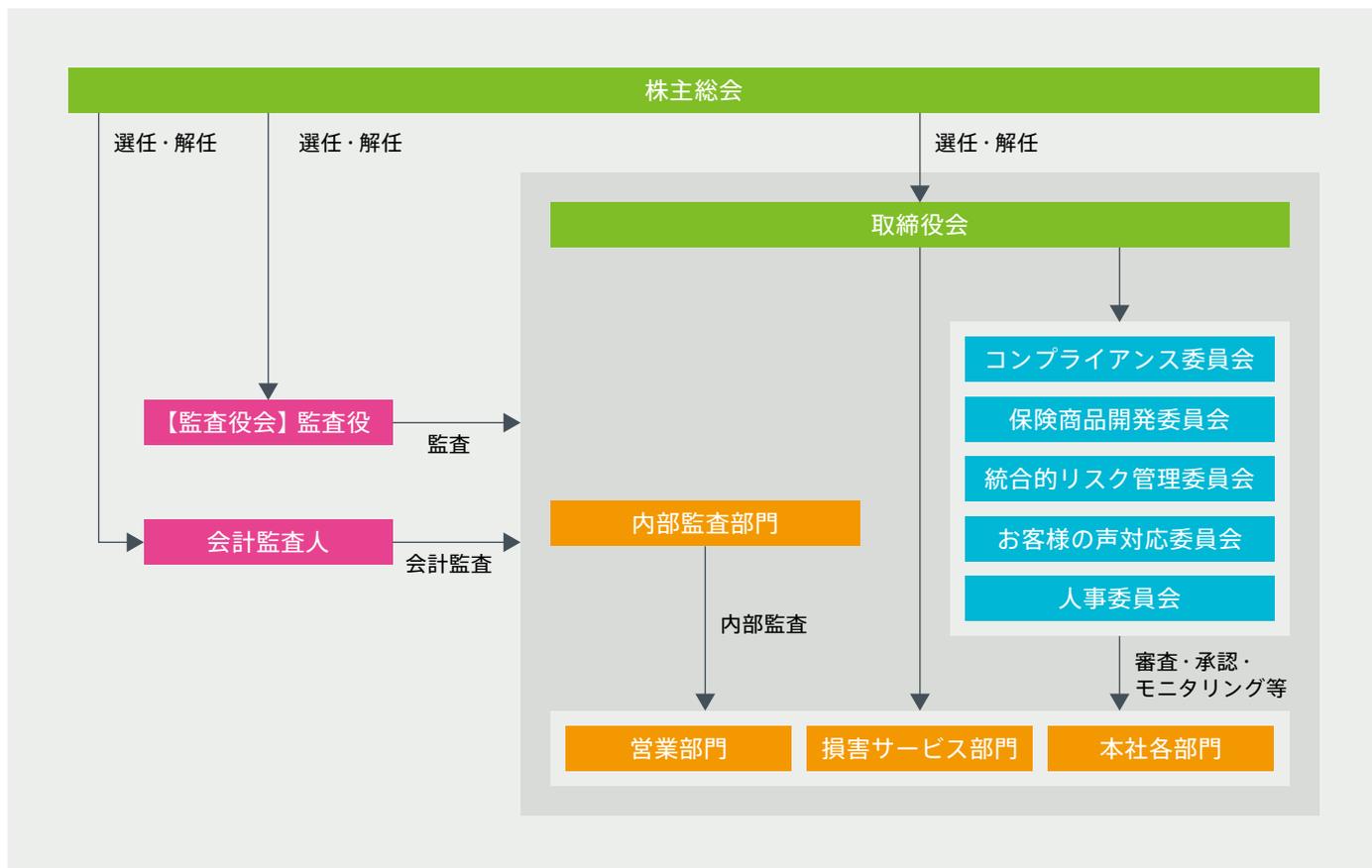
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認める時は追加内部監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (2) 監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等の説明を受け意見交換を行う。また、監査役は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、その独立性について会計監査人から通知を受ける。
- (3) 監査役は、当社内の各種委員会等に出席することができる。
- (4) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明した時を除き、これを支払うものとする。

コーポレート・ガバナンスの体制

当社は、契約者の皆様に多様なリスクに対する備えを提供することを通じて保険会社としての社会的使命を果たしたいと考えております。そのために健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを通じて、適切な業務運営の実現を達成すべく各種業務に取り組んでまいります。

経営組織の概要



- 取締役会は9名の社内取締役より構成され、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、適正な経営判断を行う態勢を構築しています。
- 監査役会は社外監査役2名、社内常勤監査役1名から構成され、経営全般の健全性維持の観点からの指摘、コンプライアンスおよびリスク管理に関しては関連部門と連携し、各種問題点等の指摘を行い公正な監督を実施しています。
- 上記の他、会社運営を取り巻くリスク等に全社的に取り組むためにコンプライアンス委員会、統合的リスク管理委員会等の各種委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化、リスク管理の強化・拡充に取り組んでいます。
- また以下の2つの委員会を設置して、さらなる業務改善に尽力してまいります。

(1) 保険商品開発委員会

保険商品の開発・改定等につき、関連する部門（商品所管部門、損害サービス部門、システム部門、事務管理部門等）が連携し、多面的に協議して新商品等を開発するための委員会です。

(2) 「お客様の声」対応委員会

お客様相談室等に寄せられる「お客様の声」をより有機的に分類・分析し、お客様の視点に立ってすべての業務を見直し改善するための委員会です。業務の改善は、お客様に対するサービスの向上につながるよう努めてまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当社は、すべての業務分野においてコンプライアンスを徹底し、健全かつ適切な業務運営を行い、保険契約者および社会の期待と信頼に応えるべく努めています。具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンスの統括部署であるコンプライアンス統括部を設置するとともに、本社および各部支店の責任者をコンプライアンス責任者に任命し、定期的なコンプライアンス・ミーティングの開催や、年度ごとのコンプライアンス・プログラムの推進等を通じて、コンプライアンスの推進に全社一丸となって取り組んでいます。

• コンプライアンス委員会

全社的なコンプライアンス推進の観点から設置され、コンプライアンスに係る方針、施策、組織体制、推進計画等、重要な事項について協議し、対応確認を実施しています。

• コンプライアンス統括部

コンプライアンスに関する全社的な業務運営を統括し、推進計画等の立案、実施、進捗管理、情報の収集と伝達を行うとともに、コンプライアンス・リスク管理状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス委員会の事務局を務めます。

• コンプライアンス推進担当者

各担当部門内におけるコンプライアンス・リスク管理に係る実務全般を担当します。

• コンプライアンス・マニュアル

当社のコンプライアンス推進体制、行動規範、遵守すべき各種法令等に関する説明が記載されており、全社員がいつでも参照できるようにしています。

• コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを推進するため、規程の整備、役職員の研修計画などの具体的な実践計画を定めたもので、取締役会の承認のもと年度ごとに策定しています。進捗状況はコンプライアンス統括部により定期的にコンプライアンス委員会および取締役会に報告されています。

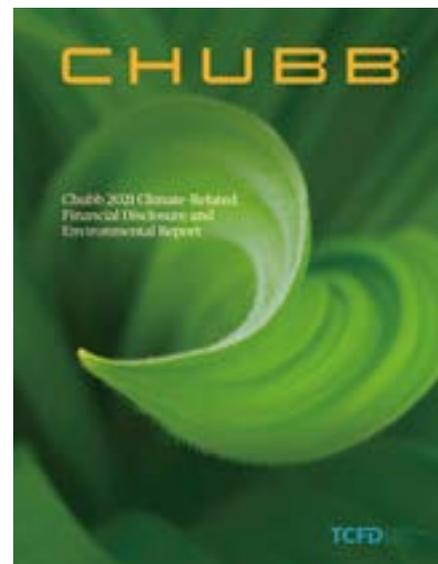
• Chubb倫理ヘルプライン

当社で働く者は、すべての法令・社内規則等を遵守し高い倫理観をもって、各自の業務を遂行することが求められています。法令違反や不正行為に関する内部通報制度として、「Chubb倫理ヘルプライン」を設置しています。また、Chubb倫理ヘルプラインの受付窓口を就業時間外でも利用できるようにするとともに、通報の機密性と通報者の保護を強化しています。

環境問題への取り組みと社会貢献

チャブ・グループは環境に優しい企業をめざしています。

- チャブ・グループでは、2006年にグローバル企業環境プログラムを開始しました。このプログラムは現在15年目を迎えています。
- 2019年チャブは、米国で主要な事業を展開する保険会社として初めて石炭関連の引き受けと投資に関する方針を採用しました。また同年、2016年を基準とした科学的根拠に基づく温室効果ガス（GHG）排出量削減の短期目標を達成しました。チャブは、2035年までにGHG排出の絶対量を40%削減するという長期目標に取り組んでいます。
- 2021年には、2050年までのネットゼロ（温室効果ガスの排出実質ゼロ）経済への世界的な移行を支持することを発表しました。また同年、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD、Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の枠組みを採用し、TCFDの最初の報告書を発表しました。
- 慈善活動（The Conservation Fund, The Nature Conservancy, Rainforest Trust, American Forests, Bermuda National Trust をサポート）を通じて、気候変動の影響から生物を保護する取り組みを行っています。



Chubb 2021 Climate-Related Financial Disclosure and Environmental Report

COVAX 無過失賠償プログラムへの補償提供を引き続き行います。

2021年より、WHO（世界保健機関）および GAVI アライアンスと協力し、COVAX を通じて中低所得国 92カ国に提供された新型コロナウイルス感染症のワクチンに対する無過失賠償プログラムへ補償を提供しています。このプログラムは、2028年まで実施される予定です。また補償プログラムの運営についてもチャブ・グループの事業法人が行っています。

ウクライナの人々への人道支援のために寄付を行いました。

ウクライナの人々への緊急および長期的な人道的支援のために、世界で最も困難な健康危機の最前線にいる医療従事者を支援する Project HOPE（プロジェクト・ホープ）に100万ドルの寄付を行いました。また、全世界の社員の寄付へのマッチングギフト（企業等が義援金などを募り、集まった金額に上乗せし寄付を行う）を実施しており、既に30万ドルを上乗せ支援しました。



第三分野保険の責任準備金の確認

責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

第三分野保険は一般の損害保険とは異なったリスクの特性を有しております。当社では、第三分野保険の責任準備金について積み立ての適切性を確保するために、以下のような取り組みを行っています。

- **第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの実施・検証**

法令等に則り保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、現行の責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行い、必要に応じ危険準備金を積み立てます。ストレス・テストの結果、法令等に定める基準に該当した場合には負債十分性テストを実施し、さらなる追加責任準備金の要否を確認します。

- **保険計理人による確認**

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストが適正に行われていることを検証すると同時に、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積み立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

ストレス・テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性の確保

第三分野保険におけるストレス・テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率（危険発生率）を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の99%をカバーするものです。

当社では、危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下のような取り組みを行っています。

- **過去の保険事故発生率実績の活用**

当社では危険発生率設定の際、保険料計算基礎率を同じくする保険種目ごとに、過去の保険事故発生率の平均値および標準偏差（変動幅）を分析し、これらを活用しています。

- **危険発生率の設定・検証**

危険発生率の設定に関しては、リスク・数理管理部が算出したうえで、当該部署とは独立した内部監査部が検証を行い、保険引受リスク部会へ報告する体制としています。

ストレス・テストの結果（2021年度末決算期）

上記の保険料計算基礎率を同じくする保険種目の一部において、ストレス・テストに基づく危険準備金を334万円積み立てております。また、負債十分性テストを実施しましたが、その結果追加の責任準備金は必要がないことを確認しました。

リスク管理



昨今の損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しています。そうした状況に的確に対応し、ビジネス目標の達成や企業としてステークホルダーへの義務・責任を遂行することが重要であると認識しています。当社のハイレベルなビジネス目標は、(a) 目標パフォーマンスの達成、(b) 資本十分性の維持、(c) 流動性の維持、および (d) フランチャイズ・バリューの保護の 4 つであり、「統合的リスク管理 (ERM: Enterprise Risk Management)」として、それらのビジネス目標に影響をおよぼす可能性のあるリスクを認識、評価、そして軽減するプロセスを実施しています。当社は、統合的リスク管理を行うことで、経営の健全性および安定的な収益の向上に努めています。

リスク管理の基本方針

チャプ・グループで一貫した「ERM フレームワーク」を日本におけるビジネスに合致するようカスタマイズして策定し、「ERM フレームワーク」に沿った「統合的リスク管理基本方針」を定め、リスク管理を行っています。

リスク管理の体制

当社では、「ERM フレームワーク」および「統合的リスク管理基本方針」に基づくリスク管理態勢の強化およびリスク管理手法を協議・検討し、かつ全体的視点からリスク管理を監督する「統合的リスク管理委員会」を設置しています。取締役会は同委員会から定期的な報告を受けます。

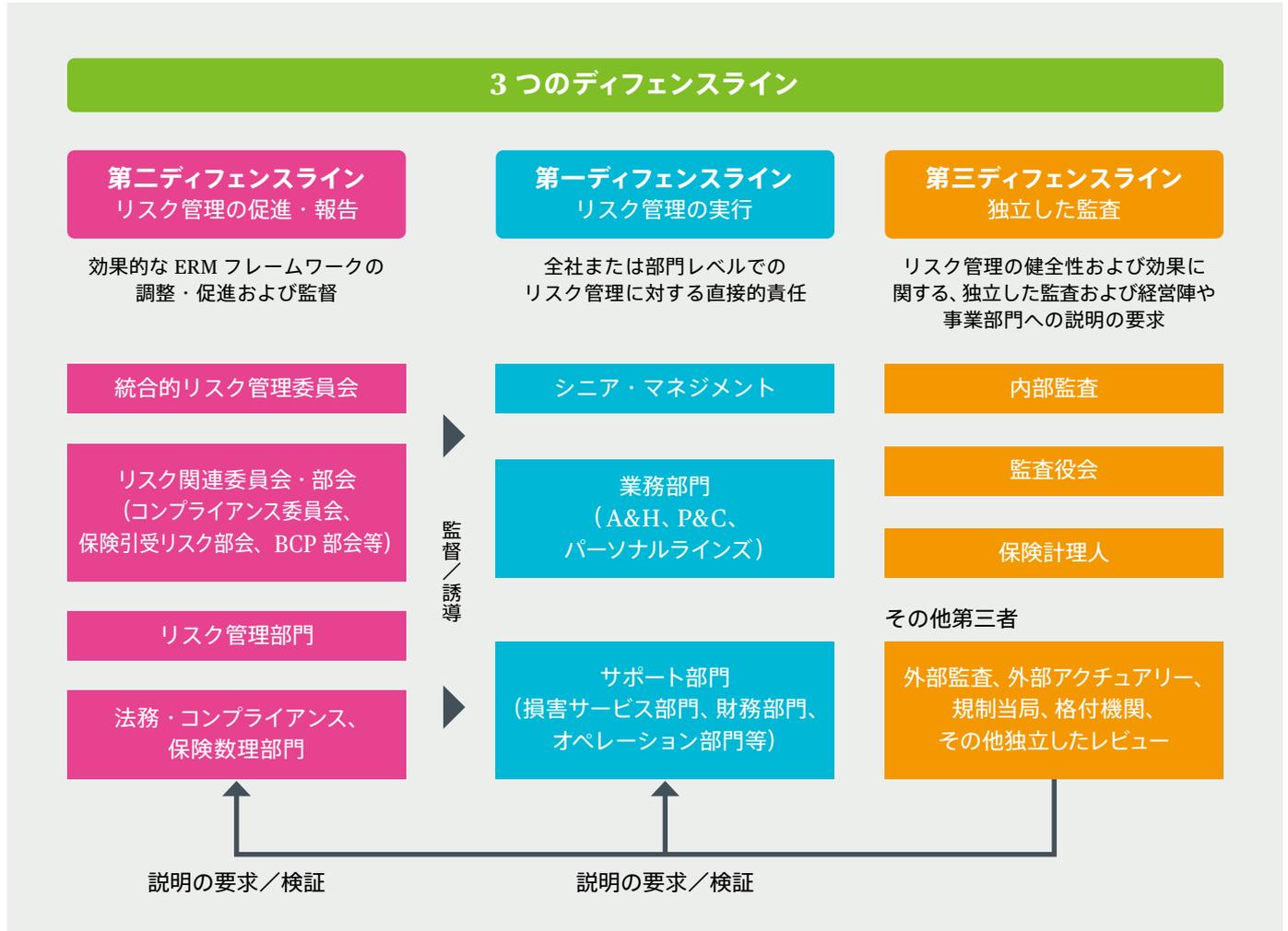
また、会社全体としてリスク管理を適切に行うため、日々のリスク管理、その監督、そして独立した監査の 3 つの異なった形態で構成されるリスクガバナンス構造である「3 つのディフェンスライン」体制の下、リスク管理を継続的かつ一貫して行っています。

業務部門やサポート部門が担う第一ディフェンスラインは、日々の業務におけるリスクのコントロールの発案およびその実行を含むリスクの認識および管理を行います。

第二ディフェンスラインは、第一ディフェンスラインへの助言や専門知識の提供、リスク管理活動の促進に加えて、第一ディフェンスラインによるコントロールの発案および実行に対する継続的なモニタリングおよび説明の要求を行います。

第三ディフェンスラインは、第一および第二ディフェンスラインで実施するリスク管理の有効性に対して、独立した監査を行います。

リスク管理体制図



統合的リスク管理の主な取り組み

日々の業務においてリスク管理を実行することに加えて、会社全体として多様なリスクを網羅的に把握・評価し、そして軽減すること、また保険契約者への迅速な保険金支払いを含むステークホルダーへの義務・責任を遂行するために必要な資本および流動性を確保しているか検証することを目的として、定量・定性の両面から下記を例とする当社全体のリスク状況を管理する統合的リスク管理を行っています。

定量的な管理

ソルベンシー・マージン比率による財務の健全性の確認に加えて、チャプ・グループで使用している内部モデルを当社においても活用して、保険引受リスクや資産運用リスク等を計測し、保有すべき資本額を評価して、資本の十分性を検証しています。加えて、自然災害や急激な金利上昇等、実現可能性がある一方で、実現すると深刻な影響をおよぼすであろうさまざまなシナリオを用いて、流動性と資本の両方の観点からストレス・テストを実施しています。破産状態を含む当社の収益や資本を毀損するシナリオまたは環境がどういったものなのかを認識するためのリバース・ストレス・テストも同時に実施しています。



定性的な管理

当社にとって重大な影響をおよぼす可能性のあるリスクとその対応状況について網羅的にまとめたリスクレジスターによる一元管理を行っています。「現時点においてはどの程度当社への影響があるかわからない、もしくは仮に特定されていたとしても、ここ数年間はすべてが顕在化されず、部分的な影響しか認識されてこなかったエクスポージャー」をエマージングリスクと定義し、現時点ではリスクレジスターに含まれていないエマージングリスクに関しても、統合的リスク管理委員会や取締役会などの場で話し合い、その結果如何によっては当該エマージングリスクをリスクレジスターに登録し管理を行うこともあります。また、毎年、経営計画に影響をおよぼす可能性のある優先して管理すべきリスクも明確にしています。加えて、重要リスク指標をまとめた一覧表を使用して、主要なリスクに対するエクスポージャーの状況把握に努めています。社内外監査による指摘事項に対する取り組み状況等のモニタリングも、統合的リスク管理委員会において実施しています。

主要なリスクとその管理

当社にとって主要なリスクとして以下の11のリスクを特定し、各種リスクについて個別に「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」の中で、リスクアベタイト（リスク選好）も明確にしています。当社は、保険引受リスクを主な収益の源泉としてコントロールすべきリスクと認識する一方、その他のリスクに関しては、リスクの発現防止および軽減を図っています。これらのリスクを適切に管理するため、統合的リスク管理委員会の下部組織として、「保険引受リスク部会」「資産運用リスク部会」「事務リスク部会」「システムリスク部会」および「災害リスク部会」の5つのリスク関連部会を設置しています。また、統合的リスク管理委員会は、コンプライアンス委員会、人事委員会および保険商品開発委員会から、各委員会に関連するリスクに関して適宜報告を受けています。

1. 保険引受リスク

当社の資本もしくはソルベンシーに影響を与えるような許容範囲を超える損失をもたらしかねない保険引受や過少な保険料による保険の販売によって生じる潜在的リスクをいいます。主な要因は、保険契約における実際にかかるコストが料率算定時や引受時には未確定であることです。その他、支払う保険金額の変動、再保険の効果的な活用の失敗、引き受けたリスクの管理不備、エクスポージャーや引受能力の評価ミス等からも生じます。

2. リザービング・リスク

リザービング（支払備金）に関する潜在的なリスクは、保険負債または必要なリザービングの推計における不確実性により生じます。この不確実性は、保険負債評価の不確実性であり、将来の保険金支払いのタイミングと金額の両方の不確実性です。具体的には、既発生損害の支払見込額の増加またはIBNR（既発生未報告損害に対するリザービング）の不足が挙げられます。

3. 資産運用リスク

運用資産ポートフォリオが市場リスク（金利リスクや為替リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクによって、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。信用リスクおよび流動性リスクは、資産運用リスクとは別にそれぞれリスク管理規程を定めています。

4. 信用リスク

クレジットに関連した価格変動やカウンターパーティーの格下げまたはデフォルトに起因する、当社の資本を毀損する潜在的リスクをいいます。主な要因は、保有する債券を発行する会社の破綻や格下げによる資産価値の下落、再保険取引から生じる再保険回収リスクおよび日々のオペレーションから生じるカウンターパーティーリスクが挙げられます。

5. 流動性リスク

保険契約者または一般債権者に対する債務に対し、定められたタイミングで支払いを行うことができない潜在的リスクをいいます。主な要因は、不確実な支払期日と債務額の変動によりキャッシュバランスが不十分であることが挙げられます。また、現金の準備の遅れや、低価格での強制的な資産売却など、市場性のある資産を適切に維持することができないことにより、流動性はさらに悪化します。

6. ALM リスク

金利変動に対する感応度（デュレーション）、金額および為替の面において、保険契約に係る負債等に関する将来の支払いに対して資産が適正でないことにより、経済的もしくは会計上の損失を被る潜在的リスクをいいます。主に為替のミスマッチ、タイミングのミスマッチ、資産と負債の金利感応度の違いによる金利リスクおよびインフレリスクに起因します。資産と負債が適切に対応していないことによって、保険金の支払いまたは債務の支払期日に対応するための半ば強制的な資産売却により運用損失を計上する可能性があります。

7. 法的およびコンプライアンス・リスク

法的およびコンプライアンス・リスクとして、法的リスク、ガバナンス・リスクおよびコンプライアンス・リスクがあります。法的リスクは、関連する法律、契約上の義務の不履行および財務または業務に関する法令を遵守しない潜在的リスクをいいます。ガバナンス・リスクは、取締役会およびその他委員会等が管理・監督をしている中で、規則・規程、法律および公共政策に則った業務の遂行に失敗する潜在的リスクをいいます。コンプライアンス・リスクは、海外、国内または地域の法律や規制に対する違反および当社の行動規範、社内で定めた規則規程の遵守を怠ったことによって生じ、結果としてお客様に損害を与え、会社が制裁・処罰を受けるまたは信用を喪失する潜在的リスクをいいます。

8. オペレーショナル・リスク

事務、人事およびシステムでの処理の失敗から生じる損失の潜在的リスクをいいます。事業継続、外部委託、会社の成長、買収、規制・制度の進展等から生じるリスクを含めた、ビジネスの複雑性に起因するリスクです。保険引受業務をサポートするさまざまな活動を通して、当社はオペレーショナル・リスクにさらされています。サポートする役割でありながら、たとえばシステムダウンのような事象の発生は、業務遂行能力や企業の信用・価値へ大きな影響を与える潜在的リスクとして存在します。

9. 戦略リスク

最適ではない意思決定による結果、企業価値や、持続的かつ競争力をもって事業運営する能力に影響を与えるようなリスクを対象としています。戦略リスクの例として、新商品または新ビジネス、M&Aにおける価格設定、税制や規制の予期しない変更等に関して下されるさまざまな意思決定や、これらに対して意思決定そのものが下されないことによるリスクが挙げられます。

10. 風評リスク

お客様・株主・ビジネスパートナー等のステークホルダー、地元地域および社会からの信用・信頼の喪失により、経営戦略の実行に大きな影響を与えるリスクをいいます。風評リスクは、その派生的な特性により、さまざまなリスクの1つもしくは複数から生じる可能性があります。その多くはコミュニケーション上の齟齬により増幅・拡大します。

11. 出再保険リスク

出再する規模、再保険カバーの効果、再保険の契約条件等が適切でない場合に生じるリスクをいいます。リスクの程度は、保険事故の発生頻度、大きさ、タイミング等の不確実性や、元受保険と再保険の契約条件の不一致、モデルリスク、および再保険契約解除を引き起こす再保険者の不適切なディスクロージャー等に影響されます。

社外・社内の監査態勢

社内の内部監査態勢

当社では、「会社の業務全般に係るコンプライアンス（法令等遵守）、保険募集、顧客保護等および各種のリスク管理等に係る内部管理態勢とプロセスの適切性および有効性を検証・評価することにより適切な経営管理（ガバナンス）に貢献し、会社業務の健全かつ適切な運営確保と企業価値の向上に資すること」を内部監査の使命とし、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果は、取締役会等に報告されています。

また、内部監査部門は、監査役、会計監査人とも十分に連携を図っています。

社外の監査・検査

当社は社外の監査・検査として「会社法に基づく監査法人による外部監査」を受けています。当社の会計監査人は「PwC あらた有限責任監査法人」です。

また、保険業法に基づく金融庁による検査等を受けることになっています。

勧誘方針

当社は、以下の方針を定め、保険会社として適正な業務運営が図れるように努めています。当社は保険商品の販売にあたって、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定めています。

金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等にあたっては、保険業法、金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守してまいります。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行ってまいります。
- 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

商品に関するお客様の知識、購入経験、購入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品選択・販売に努めます。

- お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行ってまいります。
- ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な保持・管理に努めてまいります。

保険商品の説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様に正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明を心がけます。

- 商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
- お客様と直接対面しない保険販売（たとえば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう常に努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては、迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。



個人情報保護

高い社会性・公共性が求められる保険会社においては、顧客や取引先の情報を守秘することはますます重要な責務となってきています。当社では、この重要性に鑑み、2005年4月1日の「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」本格施行時に制定した「プライバシーポリシー」に改定を重ね、顧客情報等保護責任者を筆頭にした内部管理態勢や、各種内部ルールに基づく安全管理措置等のさらなる強化に努めています。

また2006年度以降、毎年、全従業員を対象に個人情報保護に関するe-learningを実施しています。さらに、当社および代理店の遵守事項として顧客および取引先情報に係る守秘義務を「損害保険代理店委託契約書」に定め、同委託契約の継続中だけでなく、終了後も双方に当守秘義務を課しています。

プライバシーポリシー 個人情報に関する取扱いについて

Chubb 損害保険株式会社は、個人情報取扱事業者として、個人情報保護の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます。）」、その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他のガイドラインなどを遵守して、個人情報（個人情報保護法に定める個人情報をいいます。）ならびに個人番号（マイナンバー法に定める個人番号をいいます。）および特定個人情報（同法に定める特定個人情報をいい、以下、個人番号と特定個人情報を合わせて「特定個人情報等」といいます。）の適正な取扱いを実践し、安全管理に係る措置および次に列記する方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善していきます。

また、当社は役職員および代理店への教育・指導を徹底し、個人情報および特定個人情報等の適正な取扱いが行われるよう取り組んでいきます。

※以下、1. から 17. の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

（特定個人情報等については、下記 6. をご覧ください。）

当社は、業務遂行上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、取引書類、アンケート、Web 画面上での入力内容等をいいます。また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音などにより個人情報を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

（特定個人情報等については、下記 6. をご覧ください。）

当社は、取得した個人情報を、次の目的のために必要な範囲内で利用します。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、重要な事項を記載した書面等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 当社が取り扱う保険の案内、募集および販売
- (2) 上記 (1) に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 当社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
- (6) 各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求（※）

- (8) 当社が有する債権の回収
 - (9) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究
 - (10) 他の個人情報取扱事業者から委託された業務
 - (11) 当社役職員の雇用、代理店等の新設
 - (12) 問い合わせ・依頼等への対応
 - (13) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
 - (※) 国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う時は、個人情報保護法に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

・役員・従業員等の個人情報の取扱いについて

- 当社は、役員および従業員、派遣社員、採用応募者および退職者ならびにそれらの家族の個人情報を以下の目的で取扱います。
- ① 採否の検討・決定、採用条件の検討・決定、問い合わせ対応、事務連絡等のため
 - ② 給与、賞与、退職給付などの支給のため
 - ③ 雇用保険、社会保険等の手続きのため
 - ④ 人事労務管理、教育研修のため
 - ⑤ 福利厚生（代用社宅、各種保険の募集等も含む）のため
 - ⑥ 持株優遇制度のため
 - ⑦ 健康状態の把握、産業医への相談のため
 - ⑧ 募集人登録その他の行政上必要な手続きのため
 - ⑨ 官公庁への届出・報告（官公庁の保険入札の申請を含む）
 - ⑩ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止の観点から要請される金融機関等取引先への届出・報告
 - ⑪ 経費精算のため
 - ⑫ 業務連絡、緊急時や退職後の連絡のため
 - ⑬ 上記のほか当社およびチャブ・グループ各社の業務の遂行のため

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

（特定個人情報等については下記 6. をご覧ください。）

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人データ（個人情報保護法に定める個人データをいいます。）を提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（詳細については、下記「8. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
- (4) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（詳細については、下記「9. 情報交換制度等」をご覧ください。）
- (5) 国土交通省との間で共同利用を行う場合（詳細については、下記「9. 情報交換制度等」をご覧ください。）

また、当社は法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項（どのような提供先からどのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 信用情報等の取扱い

当社は、保険業法施行規則に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報については、ご本人の借入金返済能力に関する調査を除き、利用しません。

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等に基づき、センシティブ情報（※）（「要配慮個人情報」を含みます。）を、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で取得、利用または第三者提供する場合など業務の適切な運営を確保そ

の他必要と認められる場合を除き、取得、利用または第三者提供を行いません。

（※）センシティブ（機微）情報とは、以下の情報を指します。

- ・人種、信条、社会的身分
- ・病歴、保健医療および性生活
- ・犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- ・労働組合への加盟
- ・門地、本籍地
- ・その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報

6. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、当社は、その目的の達成に必要な範囲を超えて取得・利用しません。また、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

7. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、たとえば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託しています。（(4)については特定個人情報等を含みます。）

- (1) 保険の募集に関わる業務、損害調査に関わる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務

8. グループ会社・提携先企業との

共同利用

(特定個人情報等については共同利用を行いません。)

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスの案内・提供、保険契約の引受・内容変更または保険金支払に関する判断、ならびにグループの経営管理業務のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

(1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容

(2) 管理責任者：Chubb 損害保険株式会社

所在地、および代表者はホームページをご覧ください。

※共同利用を行う当社のグループ会社・提携先企業については、末尾のグループ会社の範囲・提携先企業をご覧ください。

9. 情報交換制度等

(特定個人情報等については情報交換制度等の対象外です。)

(1) 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ

www.sonpo.or.jp/

(2) 当社は、代理店の適切な監督や当社の役職員採用等のために、損害保険会社との間で、代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、代理店への委託等のために、損害保険会社との間で、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細については、上記のホームページをご覧ください。

(3) 当社は、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

損害保険料率算出機構のホームページ

www.giroj.or.jp/

(4) 当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約について期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省との間で共同利用します。詳細については、次のホームページをご覧ください。

国土交通省のホームページ

www.jibai.jp/

10. 個人データおよび特定個人情報等の安全管理

(1) 基本方針

当社は、個人データおよび特定個人情報等の適正な取扱いの確保のため、マニュアルおよび安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じこれを遵守すると共に、本措置の継続的改善に努めます。実施措置の概要は、以下(2)から(7)のとおりです。

また、当社が、業務遂行上必要な範囲内で、第三者に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理に関するご質問は、下記「17. お問合せ窓口」までお問い合わせください。

(2) 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存等に関する取扱規程等を整備しています。

(3) 組織的安全管理措置

従業者の責任と権限を定めるとともに、取扱規程等に従って個人データが取り扱われていることを定期的に確認しています。

(4) 人的安全管理措置

従業者との個人データの非開示契約等の締結および従業者に対する教育・研修等を実施しています。

(5) 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域においての入退室管理、個人データの盗難等の防止や機器・装置等の物理的な保護を行っています。

(6) 技術的安全管理措置

個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御・監視等を行っています。

(7) 外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで安全管理措置を実施しています。

11. ご契約内容・事故に対するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載された営業店または最寄りの営業店、事故相談窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

12. 個人情報保護法に基づく

保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「17. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、回答します。詳細については、ホームページの手続き方法の説明・請求書をご参照ください。

<https://www.chubb.com/jp-jp/contact-us/personal-data.html>

13. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

14. 仮名加工情報の取扱い

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しできないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 仮名加工情報の提供

当社は、次の場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供しません。

- ①法令に基づく場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲において仮名加工情報である個人データを委託することに伴って提供される場合

15. 個人関連情報の取扱い

当社は、個人関連情報を個人データとして取得する第三者に提供する場合には、当該第三者に以下の事項を確認します。

- ・個人関連情報の提供について、ご本人から同意を得ていること
- ・当該第三者が外国にある場合には、当該外国の個人情報保護制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報について、ご本人に情報提供がなされていること

16. Cookie 等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供

Cookie（クッキー）とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信するしくみです。当社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術（以下「Cookie 等」といいます）を利用して、お客様の情報を保存・利用することがあります。

また、当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームから Cookie 等により収集されたウェブの開覧履歴およびその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけたうえで、広告配信等の目的で利用することがあります。

17. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報および特定個人情報等の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。また、個人情報および特定個人情報等の取り扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報については、下記の窓口までお問い合わせください。

Chubb 損害保険株式会社

所在地：〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

ホームページアドレス：www.chubb.com/jp

インターネットでのお問い合わせ：www.chubb.com/jp-jp/contact-us/online-inquiry.html

当社の代表者についてはホームページをご覧ください。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。

- 認定個人情報保護団体
一般社団法人 外国損害保険協会 事務局
 ホームページアドレス：www.fnlia.gr.jp/

当社の個人情報の取扱いに関する苦情・相談は、下記の窓口で受け付けております。

- 指定紛争解決機関
一般社団法人 保険オンブズマン
 所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-20-4 虎ノ門鈴木ビル 7F
 電話番号：03-5425-7963 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝除く）
 ホームページアドレス：www.hoken-ombs.or.jp/

グループ会社の範囲

「8. グループ会社・提携先との共同利用」における当社のグループ会社・提携先企業は下記のとおりです。

当社のグループ会社：当社の親会社であるチャブ・リミテッド (Chubb Limited) およびその子会社ならびに当社の子会社(※)・関連会社をいいます。

(※) 当社の子会社は次のとおりです。

Chubb 少額短期保険株式会社

提携先企業：現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。(2022年4月1日現在)

個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等のご請求について

1. ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、または利用停止・消去・第三者提供の停止をご希望される場合には、下記の所定書式に必要な事項を記入・捺印のうえ、必要書類を添付し当社指定の受付窓口までご送付ください。開示等請求は、郵送によるお手続きとなります。

(1) 提出書類

1. 当社所定の「保有個人データの開示等請求書」
2. ご本人確認のための書類（下記※をご覧ください）
3. (訂正・追加・削除の場合のみ) 保有個人データが事実上反することを示す資料

※本人確認書類

本人確認書類に含まれるセンシティブ情報、マイナンバー、健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、QRコードは送付の事前に塗りつぶして（マスキングして）ください。

- ご本人によるご請求の場合
次のア、イおよびウをご同封ください。
- ア、ご本人の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- イ、ご本人の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）
- ウ、開示等請求をする保険契約の保険証券のコピー（保険契約

者の場合のみ）

- 代理人によるご請求の場合
上記、ご本人の本人確認書類に加え、次のア、イおよびウをご同封ください。
 - ア、代理人ご自身の印鑑登録証明書または住民票の写しの原本（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
 - イ、代理人ご自身の運転免許証、健康保険証またはパスポートなどの公的機関が発行した書類のコピー（お名前、ご住所および生年月日が鮮明に確認できる状態）
 - ウ、代理人であることが確認できる書類
 - A) 法定代理人の場合
法定代理権があることを確認できる書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
 - B) ご本人が委任した代理人の場合
次の a) および b) をご同封ください。
 - a) 当社所定の委任状（全てご本人による直筆で、実印が押されているもの）
 - b) ご本人の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3ヵ月以内であるもの）
- (2) 受付窓口（送付先）
〒141-8679
東京都品川区北品川6丁目7番29号 ガーデンシティ品川御殿山 Chubb 損害保険株式会社
開示等請求係

2. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、ご

本人に対し、請求内容に応じて以下の方法で回答いたします。なお、代理人によるご請求の場合であっても、法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対して回答いたします。

1) 開示のご請求

原則として「保有個人データの開示等請求書」にてご指定いただいた方法で回答いたします。

2) 開示以外のご請求

本人確認書類記載のご住所宛てに書面にて回答いたします。

3. 注意事項

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼすおそれがある場合および他の法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合には応じることができない理由をご連絡いたします。

請求時の必要書類一式を当社宛てにご郵送いただく際の郵送料はご負担願います。

開示に関しては、書類の到着後2週間程度お時間がかかります。ご請求の内容によっては、さらにかかる場合もございますので、予めご了承願います。

開示等の請求に際してご提出頂きました個人情報、開示等の手続に必要な範囲において利用させていただきます。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保し、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するために、下記のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を行います。

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
3. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
5. いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に損なわれることを防止するため、「利益相反のおそれのある取引」に関する管理方針を定め、適切な業務運営に努めます。

1. 利益相反管理の対象

この方針の管理対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社または当社のグループ金融機関（以下「当社グループ」といいます。）が行う取引のうち、お客様の利益が不当に損なわれるおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）とします。

2. 対象取引の類型および特定方法

対象取引を次のとおり類型化し、取引内容、取引条件など個別の事情を斟酌し、お客様の利益が不当に損なわれるおそれがあると判断される場合に管理対象とします。

- (1) お客様の利益と当社グループの利益が相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益と当社グループの他のお客様の利益が相反するおそれのある取引
- (3) 当社グループがお客様から得た情報を不当に利用して、当社グループまたは他のお客様が利益を得るおそれのある取引
- (4) その他、当社グループがお客様の利益を不当に損なうおそれのある取引

3. 対象取引の管理方法

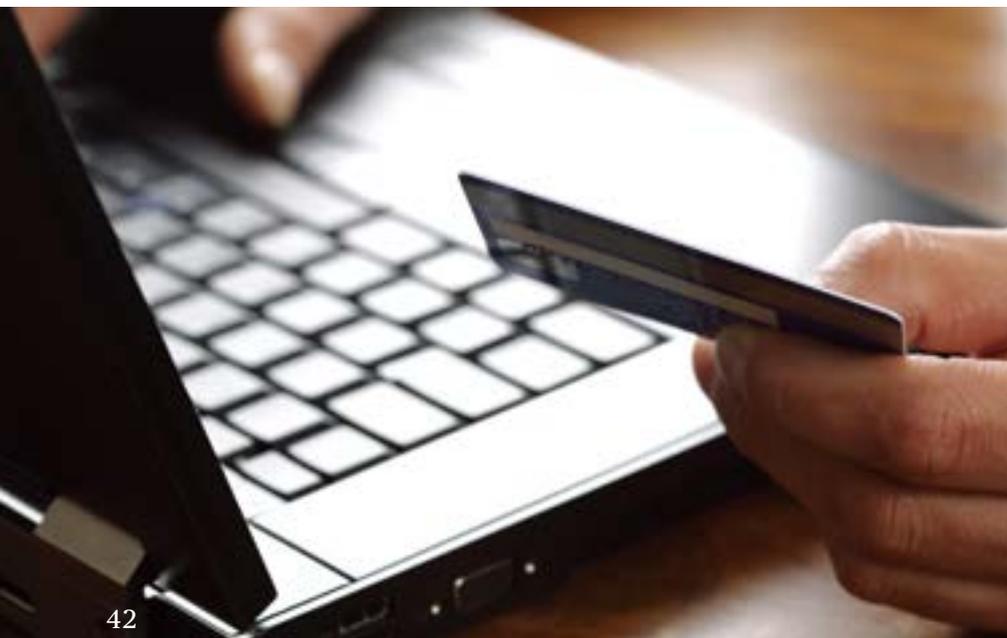
対象取引については、次のいずれかの方法により、お客様の保護を適正に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門の分離
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法の変更
- (3) 対象取引または当該お客様との取引の中止
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

4. 社内体制の確立

当社は、お客様の利益が「利益相反のおそれのある取引」によって不当に損なわれることを防止するため、次のとおり社内体制を整備します。

- (1) 「利益相反のおそれのある取引」を一元的に管理する利益相反管理部署および利益相反管理統括者を設置します。
- (2) 「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理するため、この方針に基づき、社内規程を整備します。
- (3) 「利益相反のおそれのある取引」に関し、役職員を対象に教育・研修を継続的に行い、法令、この方針および社内規程の徹底を図ります。
- (4) 「利益相反のおそれのある取引」の管理に係る社内体制の適切性および有効性を検証します。



お客様本位の業務運営に関する方針

「お客様本位の業務運営に関する方針」は、商品開発、顧客サービス、保険販売、事故受付から保険金お支払いにおける、当社の価値基準および運営方針を示しています。

これらの運営方針は、当社社員にとって良い職場環境を醸成するとともに、知識と能力に継続的に投資を行い、競争力を強化し、さらに企業としての成長を通じて当社が社会およびお客様にとって不可欠な存在となるための指針でもあります。

当社はこれからも、お客様のニーズに応えるべく商品およびサービスを改善し続け、皆様にベストソリューションを提供できるよう努めてまいります。

本方針に基づく主な取組状況(2021年2月～2022年1月)は、当社公式ホームページ(www.chubb.com/jp-jp/about-us/customer-focused-result.html)をご覧ください。

運営方針1：お客様本位の業務運営

当社はチャブ・グループの行動規範のもと、お客様中心主義を徹底し、当社の取り組みや会社情報等を公表することにより、お客様本位の業務運営を推進するよう努めてまいります。

運営方針2：「お客様の声」を活かす業務運営

「お客様の声」を真摯に受け止め、誠意をもって対応するとともに、業務運営に反映させ、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

運営方針3：最適な保険商品・サービスの提供

お客様にとって最適で満足いただける商品・サービスを提供できるよう努めてまいります。

運営方針4：保険金のお支払い

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざします。

運営方針5：利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反について適切に管理する態勢を整備してまいります。

運営方針6：運営方針の浸透に向けた取り組み

当社役職員や代理店が本方針に基づいて行動するために、研修体制の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進してまいります。

〈参考〉金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、原則といいます)と当社の「お客様本位の業務運営に関する方針」の対応関係

金融庁の原則	対応する当社の運営方針
原則2	運営方針1：お客様本位の業務運営 運営方針2：「お客様の声」を活かす業務運営 運営方針3：最適な保険商品・サービスの提供 運営方針4：保険金のお支払い 運営方針6：運営方針の浸透に向けた取り組み
原則3	運営方針5：利益相反の適切な管理
原則5	運営方針3：最適な保険商品・サービスの提供 運営方針4：保険金のお支払い
原則6	運営方針3：最適な保険商品・サービスの提供 運営方針4：保険金のお支払い
原則7	運営方針1：お客様本位の業務運営 運営方針6：運営方針の浸透に向けた取り組み

※1：原則4、原則5(注2)(注4)、原則6(注1)～(注4)は、当社の取引形態上該当しない、もしくは該当する商品・サービスの取り扱いがないため、運営方針の対象としておりません。

※2：金融庁の原則の詳細につきましては、金融庁ホームページにてご確認ください。

お客様の声

当社では、本社に「お客様相談室」、支店に「お客様相談窓口」を設置しております。

また、契約者の皆様に「お客様サポートダイヤル(0120-550-385)」をご案内し、本社お客様相談室にて皆様からのご不満、ご要望・お褒め(感謝)等〈以下、「お客様の声」〉を受け付けております。さらに、当社公式ホームページのお問い合わせページからも、さまざまな「お客様の声」をお受けするとともに、保険事故解決の際は満足度アンケート、また募集時にもサンプリング方式によるアンケートを行い「お客様の声」をいただいております。お寄せいただきました貴重な「お客様の声」を業務改善、お客様サービス向上に反映させるため日々努めております。

「お客様の声」対応方針

保険会社は、目に見えない信用を商品としておりますので、「お客様の声」をしっかりと聞き、その声にお応えするのが最も大切だと考えております。もし、お客様がご不満を抱かれるようなことがあった場合、そのご不満に誠意をもって対応し、お客様にご満足いただけるように取り組むことが保険会社の社会的責任であると考えております。

《対応方針》

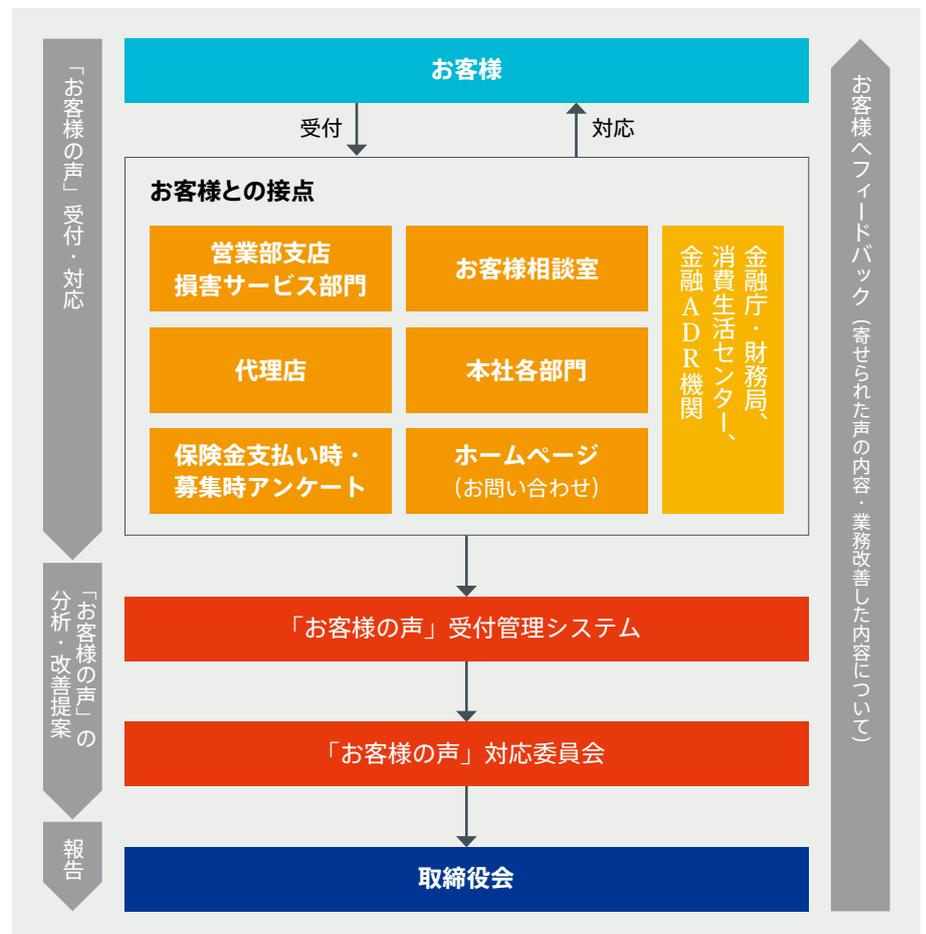
チャブ保険では、「お客様の声」をお聞きするにあたり、下記のことが大切であると考えております。

- ① 「お客様の声」を感謝の思いで聞き、内容を正確に把握する。
- ② 迅速、的確に、かつ組織的に対応する。
- ③ 対応させていただく中で得た貴重な経験、示唆、教訓を今後の営業活動、業務改善等に活かす。



「お客様の声」受付対応の流れ

「お客様の声」の対応責任窓口は**お客様相談室**です。各営業店舗、損害サービス部門や代理店に寄せられた「お客様の声」はお客様相談室に集約され、社内の「**お客様の声**」対応委員会にて報告・検証されています。改善の必要がある場合には、関係部署へ改善提案が行われ、「お客様の声」対応委員会の検討事項や改善活動の内容は、定期的に**取締役会**に報告されるようになっています。



「お客様の声」としてお寄せいただいた「ご意見、ご要望」等の内容別件数の推移

(単位: 件)

内容	対象期間	2019 年度	2020 年度	2021 年度
		2019年4月～2020年3月	2020年4月～2021年3月	2021年4月～2022年3月
1. 契約・募集行為		448	346	481
2. 契約の管理・保全・集金		2,001	2,552	2,251
3. 保険金		374	596	1,010
4. その他		1,379	405	523
合計		4,202	3,899	4,265

*上記の件数はすべて「お褒め」を除く

『お客様の声』としてお寄せいただいた「ご意見、ご要望」等の概況 (対象期間 2021年4月～2022年3月)

1. 契約・募集行為

保険の契約に関しては、当社に対するご要望として商品内容について多くの声をいただきました。内容としては補償の充実や範囲の拡大、保険料や自己負担額についてなど、さまざまなご意見をいただきました。また募集行為については、お客様が電話での保険のご案内を希望されないケースなどについて多くのご意見をいただきました。今後より一層お客様のご意向に沿った募集活動が行えるよう努めてまいります。

2. 契約の管理・保全・集金

保険契約の管理・保全・集金に関わるものでは、全体の約63%が契約の解約についての声となり、内容としては「リビングプロテクト総合保険」の解約に関するもので、住居を退去された際に保険を解約されないままとなっていたことから退去後に日付を遡って解約手続きをされたことによるものです。次に多かった声は保険証券が届かないというお申し出となりますが、このようなお申し出をいただいた場合、宛先相違によって当社に返却されていないか等の確認を行っております。引き続きこのようなお申し出がなくなるよう努力してまいります。

3. 保険金

2020年12月に損害サービス部門が実施する保険金のお支払いに関するアンケートの質問内容や回答方式を変更したことにより、保険金のご請求をインターネットで行えることや当社担当者との連絡方法、連絡を差し上げる頻度など多くのご意見とご要望をいただくことができました。また事故担当者からの経過報告が不十分であることや、手続きが遅いといったご指摘もいただいております。このようなご意見、ご要望とご指摘をもとに引き続きより良いサービスを提供できますよう努めてまいります。

お客様の声に基づき開発・改善した商品・サービス等の例

1. 当社ホームページのお問い合わせ先についてのレイアウトの変更

【お客様の声】

契約者住所を変更しようと思いホームページで検索をしたが、連絡先がわかりづらかった。

【改善内容】

当社ホームページの「お電話でのお問い合わせ」のレイアウトを見直し、連絡先が検索しやすいよう改修いたしました。

2. 医療保険加入者証の記載内容に関する変更

【お客様の声】

在宅療養保険金の補償内容について加入者証に記載してほしい。

【改善内容】

加入者証に在宅療養保険金のお支払い条件に関する説明文を追記いたしました。

3. 自動車保険事故受付ダイヤルの受電体制の変更

【お客様の声】

ロードサービスを利用する際、事故受付に連絡したら違う番号にかけ直すよう案内された。

【改善内容】

一度の入電で事故受付とロードサービス双方の受付をできるようダイヤルを統合いたしました。

公平・中立な立場でお応えする機関などのご紹介

一般社団法人

保険オンブズマン

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人 保険オンブズマンと手続き実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

* 保険オンブズマン

www.hoken-ombs.or.jp/

一般財団法人

自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ確かな解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関です。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますのでご注意ください。

* 自賠責保険・共済紛争処理機構

www.jibai-adr.or.jp

公益財団法人

交通事故紛争処理センター

交通事故に遭われた当事者の面接相談を通して、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっ旋、審査を行います。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れない場合に、公正・中立の立場で、無償で紛争解決するためのお手伝いをいたします。

* 交通事故紛争処理センター

www.jcstad.or.jp

ディスクロージャー (情報開示) の態勢

当社は「誠実」を第一の行動指針として掲げ、「誠実で開かれた会社」をめざしております。このような考え方に基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

公式ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務状況等の情報を掲載しています。

また、個人のお客様、法人のお客様向けには商品の内容、資料請求、お問い合わせ等についてご案内しています。



チャブ保険公式ホームページ

www.chubb.com/jp

ディスクロージャー誌「Business Report」の発行

当社は保険業法および保険業法施行規則等による法的な定めに基づき、ディスクロージャー誌「Business Report」を毎年発行しております。

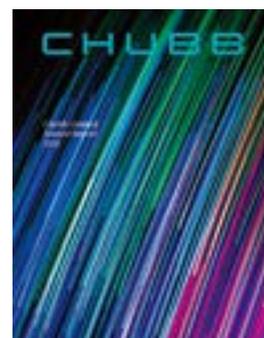
本誌は、当社の公式ホームページでもその全文をご覧いただくことができます。また、当社の全営業拠点に備え置いているほか、ご希望に応じて個別にご提供*しています。



チャブ・リミテッド アニュアル・レポート

チャブ・リミテッドの財務状況等の開示情報として、アニュアル・レポートが英文で毎年発行されております。ご希望に応じて個別にご提供*しております。

また、チャブ・リミテッドの IR ページにおいても財務状況等の情報をご覧いただくことができます。



チャブ・リミテッドの IR ページ

<http://investors.chubb.com>

* 上記資料をご希望の方は、下記までご請求ください。

〒141-8679 東京都品川区北品川 6 丁目 7 番 29 号 ガーデンシティ品川御殿山
Chubb 損害保険株式会社 マーケティング & コミュニケーション部

商品・サービスについて

保険のしくみ	50
損害保険制度	50
損害保険契約の性格	50
再保険について	50
保険のご契約の流れ	50
保険募集のしくみ	51
約款について	51
保険料	51
保険代理店について	52
保険金のお支払い	53
商品ラインナップ	54
個人向け商品	54
企業向け商品	55
お客様サービス〈個人向けサービス〉	56
24時間事故受付サービス [通話料無料]	56
海外旅行保険関連サービス	56
住まいの保険関連サービス	57
からだの保険関連サービス	57
お客様サービス〈企業向けサービス〉	57
損害サービス	58

損害保険制度

損害保険は、私たちを取り巻くさまざまな事故や災害から生命や財産を守るための最も合理的な防衛策のひとつです。

将来起こるかもしれない危険に対して、予測される事故発生の確率に見合った一定の保険料を加入者が公平に分担し、万一の事故に対して備える相互扶助の制度が損害保険制度です。損害保険の幅広い普及を図ることは、個人の生活や企業経営の安定に大きく寄与することになり、重要な社会的役割を果たしていると言えます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶発な事故（保険事故）によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその損害が発生する可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

再保険について

再保険とは

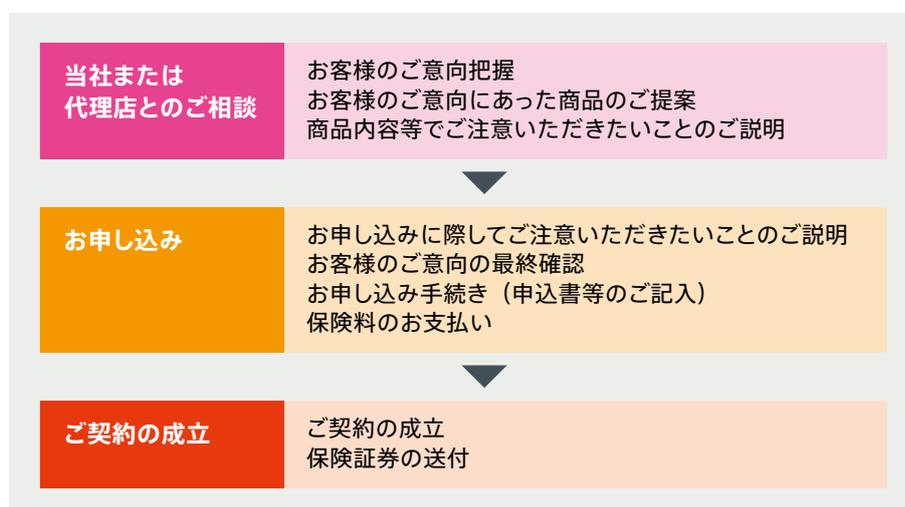
大型船舶や大規模な工場などに損害が生じたり、大火、台風、地震などのような広域大災害が発生したりすると、その保険金支払いは巨額に達し、一保険会社の負担能力を超える可能性があります。このため保険会社は、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図っています。これを再保険といいます。

再保険のしくみ

国内で引き受けた巨大リスクや集積リスクの分散を目的として、日本国内外の保険会社へ出再保険料を支払うことにより、保険金支払い責任の移転を図っています。これを出再保険取引といいます。

この出再保険取引は、出再先の財務力・保険金支払い能力・信用度等の情報を収集・分析のうえ、慎重に決定しています。一方、他の保険会社より再保険を引き受ける受再保険取引についても、引受リスクの判断材料となる引受条件・成績等の各種情報を精査し、慎重かつ適正な再保険の引受を行っています。

保険のご契約の流れ



保険募集のしくみ

損害保険の募集は、保険会社の委託を受けた損害保険代理店または保険仲立人を通じた場合と、社員によって直接行われる場合があります。

損害保険代理店は、損害保険会社の委託を受けて、保険契約者との間で保険会社の代理人として、保険契約の締結にあたります。当社の取扱い商品のほとんどは、当社の委託を受けた全国の代理店を通じて販売されています。また、当社は一部の商品でダイレクト・メールまたは広告等で商品の告知を行い、お客様からの資料請求またはお見積依頼を受けて、保険契約申込書等一式を送付し、お客様から郵便で返信申し込みを受ける通信販売、インターネット等による保険募集も行っています。

保険募集に際しては、当社の社員もしくは代理店から募集人の権限等についてご説明させていただき、お客様が抱えるリスクや主な意向・情報を把握し、適切な保険商品を選定・提案させていただきます。また、お客様に対して、契約の締結または加入の可否を判断するのに必要な情報を説明させていただきます。

保険契約をお申し込みになる際は、重要事項説明として「契約概要および注意喚起情報」が記載された書面を交付いたしますので、内容を十分にご理解のうえ契約を行っていただきます。またご加入いただく保険契約がご希望に沿った内容であること、保険の内容や保険料が適切であることについて確認させていただくため、意向確認書または契約内容確認書を作成いたしますので、署名または所定欄への確認印の押印をお願いします。保険契約申込書の必要事項のご記入ならびに所定欄にご署名または申込

印をいただき、お客様より保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券が発行されます。なお、行政が社会課題として顕在化している「書面、押印、対面」の見直しに向けた規制改革を打ち出し、時代の要請に即した行政手続きやビジネス手続きの再構築が加速する中、当社においても新しい非対面での保険募集手続きとしてリモートでの契約締結手続きを開始しており、署名または記名押印の省略を可能にしています。

※クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約（金銭消費貸借契約や、営業・事業のための保険契約等を除きます）について、お申し込みされた日またはクーリングオフに関する書面が交付された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、保険契約のお申し込みの撤回または解除を行うことができる制度です。ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外となっています。なお、クーリングオフのお申し出は、今までの郵送に加え、電子メールも可能としました。

※共同保険制度について

複数の保険会社が引受保険会社となり、ご契約を締結する共同保険制度があります。各引受保険会社は、保険金額または引受割合に応じて連帯することなく、独立して別個に引受責任を負担し、幹事保険会社は、他の保険会社の代理もしくは代行を行います。ご契約の際には、説明内容に十分ご注意ください。

2. 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者の申し込みと保険会社の承諾により成立します（「諾成契約」といいます）。ご契約にあたっては加入される保険契約の内容および約款について、当社の社員または代理店から、十分な説明を受けるとともに、意向確認書または契約内容確認書により、保険加入の目的や保険金額などを確認していただくことが必要です。

3. 約款に関する情報提供方法

当社では、保険種目ごとにパンフレットを作成するとともに、主として個人を対象とする保険種目（自動車保険・傷害保険・火災保険など）については、「契約概要」「注意喚起情報」を作成し、契約前に交付します。また、ホームページによる約款等の開示も行っております。「告知義務」「通知義務」「保険金が支払われない場合」など、特に重要な事項について記載しておりますので、必ずご一読いただくことが必要です。

保険料

1. 保険料の收受・返還

損害保険の保険料は、保険料のお支払方法について特段の取り決めがない場合は、保険契約の締結と同時に全額を領収することが原則となっています。したがって、保険期間が開始した後も、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

また、保険期間中に契約内容の変更が生じた時には、その危険の増減に応じて保険料の追加または返還を行います。

2. 保険料率とは

保険料率は、支払保険金部分に充当する「純保険料率」と保険事業運営のためのコスト部分（事業経費・代理店手数料）に適正利潤を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この合算した保険料率を「営業保険料率」といい、これに基づいて実際の保険料が算出されています。

約款について

1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから「契約者・保険会社の双方の権利・義務」について詳細を取り決めておく必要があります。これが約款です。保険約款は、基本的な保険契約の内容を定めた「普通

保険約款」と、個々の契約によって「普通保険約款」を一部補足・修正する「特別約款」・「特約」で構成されています。これらの約款は、保険会社が作成し、金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

保険代理店について

1. 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で「損害保険代理店委託契約」を締結し、保険会社に代わってお客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本業務としています。さらに、お客様のご要望に的確に対応し、より一層充実したサービスを提供するために、お客様に適切な商品を選択していただけるよう助言を行っています。また、万一の事故の際には、迅速に保険金が支払われるよう、保険金請求の手続きを援助するなどのアフターサービスを行っています。このような活動を通じて、損害保険の幅広い普及や、個人や企業の経済生活の安定などに大きく貢献しています。

代理店の主な業務は、次のとおりです。

- 保険契約の締結
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- 保険料の領収または返還
- 保険料領収証の発行および交付
- 契約者からの事故の受付、保険会社への通知

2. 代理店制度

代理店登録

損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。

代理店の役職員として保険契約の募集を行う場合は、所定の教育を修了し、資格試験に合格したうえで、保険業法第302条に基づき、内閣総理大臣に届出なければなりません。この登録・届出を行って初めて保険契約の募集に従事することができます。

代理店の業務は、「保険業法」等で定められており、公正で公平なサービスをすべてのお客様に提供することが義務づけられています。

損害保険代理店制度

当社は、多様化する消費者ニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供していくため、また、代理店の品質向上を図り、損害保険に対して、お客様から高い信頼を得られることにより、損害保険をますます普及促進させることを目的として、損害保険代理店制度を設けています。

損害保険代理店制度においては、火災保険、自動車保険および傷害保険などの一般契約を取り扱う一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店の区分を設け、その特性に合わせた代理店制度を運営しています。

一般社団法人日本損害保険協会では、募集人の資質向上を図り、知識・能力を定期的に検証するために、「損害保険募集人一般試験(以下「損保一般試験」)」を実施しています。当社もこの試験制度に積極的に参加して、募集人の資質向上に努めています。

「損保一般試験」は、「基礎単位」および「商品単位(自動車、火災、傷害疾病)」の大きく2つの単位で構成されており、「基礎単位」の合格が募集人の登録・届出の要件となるほか、募集人が取り扱う保険商品に応じた「商品単位」に合格することが必要となります。

また、「損保一般試験」に合格した募集人が、さらなるステップアップをめざすしくみとして、「損害保険大学課程(「専門コース」・「コンサルティングコース」)」が実施されており、当社も積極的に資格

取得を推進しています。

3. 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的として代理店教育プログラムを実施しています。募集人の保険商品教育推進のため、一般代理店および旅行保険・不動産保険など単一種目を主に取り扱うモノライン代理店等、募集チャンネルに応じた個社商品教育を行っています。具体的には、募集チャンネル別の教育テキスト等により、学習完了後のインターネットによる検証試験に合格する等、代理店が効率よく知識を習得できるよう工夫を重ねています。これにより営業店から遠隔地に所在する代理店であっても募集人は同等の教育を受けることが可能になります。また、商品知識のみならず代理店の体制整備、保険募集コンプライアンス、販売技法、経営手法、保険情勢の研究や経験交流等を目的とした各種の研修やセミナーを主要営業店において実施しています。

また保険募集においては、「契約者保護」がすべての基本であるとして、代理店の規模や業務特性に応じ、社内規則等の策定(Plan)、適切な教育・管理・指導(Do)、自己点検等の監査(Check)、改善に向けた態勢整備(Act)を指導し、保険募集業務の健全かつ適切な運営を確保してまいります。

4. 代理店数

当社の代理店数は以下のとおりです。

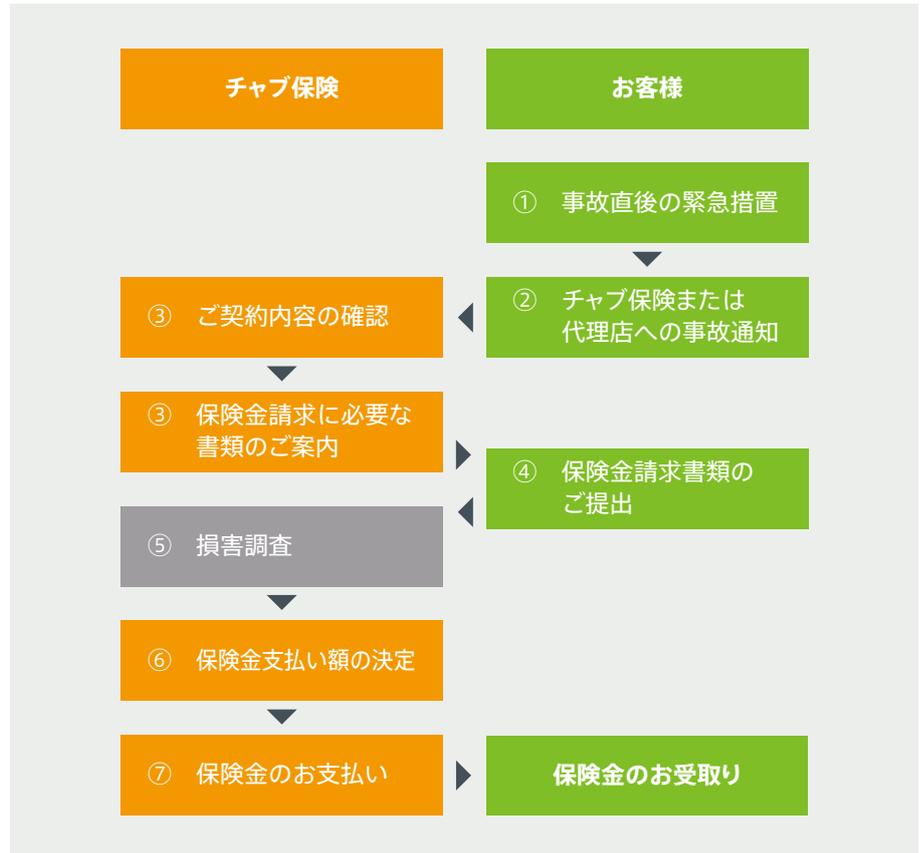
区分	一般代理店	モノライン代理店				合計
		旅行	不動産	AE*	DM	
店数	1,162	122	612	13	44	1,953
構成比	59.5%	6.2%	31.3%	0.7%	2.3%	100%

* AEとは、米国軍人・軍属用自動車保険の略号です。

(2022年3月末の数値です)

保険金のお支払い

事故の発生から保険金のお支払いまで (自動車事故の場合)



- ① 事故が起こった場合は、被害者の救護・損害の拡大防止等の必要な緊急措置を行ってください。警察への届出を行い、相手のある事故の場合は、その方の住所・氏名・勤務先、保険に加入していればその保険会社などをご確認ください。よろしくお願いいたします。
- ② 緊急措置をおとりになりましたら、ただちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いします。その際、ご契約者名、事故の日時・場所、事故状況等をお知らせください。証券番号や保険の内容もおわかりになりましたら併せてお知らせください。
- ③ ご契約の内容を確認のうえ、お客様に保険金請求に必要な書類のご案内を差し上げます。
- ④ 保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。
- ⑤ 必要に応じ、事故の現場や事故物件などの調査をし、確認します。(特別な調査・照会が必要な場合、ご案内を差し上げます)
- ⑥ お客様および被害者など関係者との打ち合わせ、あるいはご提出いただいた書類を確認させていただいたうえで、支払保険金の額を決定させていただきます。
- ⑦ 保険金のお支払いは、当社より指定先の銀行口座にお振り込みします。

商品 ラインナップ

個人向け商品



からだの保険

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

こども総合保険

医療保険



自動車の保険

家庭用自動車保険



レジャーの保険

海外旅行保険

国内旅行傷害保険

ネット専用旅行関連サービス取消費用
補償保険(旅のキャンセル保険)



住まいと生活の保険

すまいのプロテクト総合保険

リビングプロテクト総合保険

地震保険

企業向け商品



自動車の保険

一般用自動車保険



賠償責任に関する保険

会社役員賠償責任保険

製造業向け賠償責任保険(製造Pro)

小売業・飲食業向け賠償責任保険
(リテールPro)

生産物賠償責任保険(PL保険)

施設所有(管理)者賠償責任保険

請負業者賠償責任保険

専門業務事業者賠償責任保険

Premier Tech Package
(プレミアテックパッケージ)

情報漏えい保険(データプロ)

サイバーリスク保険(サイバープロ)

ライフサイエンス賠償責任保険

臨床試験賠償責任保険

英文総合賠償責任保険(CGL) /
海外PL保険

環境汚染総合賠償責任保険



従業員に関する保険

業務災害安心総合保険(GPA Pro)

労働災害総合保険
(法定外補償保険・使用者賠償責任保険)

団体長期障害所得補償保険(GLTD)



船舶と貨物の保険

運送保険

貨物海上保険



費用・利益の損失に関する保険

団体総合補償制度費用保険(WIZ)

旅行特別補償保険

旅行事故対策費用保険

インバウンドトラベル保険

企業犯罪被害包括補償保険
(クライムプロ)

企業財産総合保険
(利益・営業継続費用補償条項)



財物に関する保険

企業財産総合保険
(Property Pro Advance)

企業財産総合特約付普通火災保険
(Property Pro Smart)

テナント総合保険
(プレミアテナントプロ)

動産総合保険

機械保険



工事に関する保険

建設業向け賠償責任保険
(建設Pro)

組立保険

建設工事保険



プログラム

海外進出企業向け
グローバル・プログラム
(賠償責任保険、火災保険、海上保険、
業務災害安心総合保険(GPA Pro))

〈個人向けサービス〉

24 時間事故受付サービス [通話料無料]

専任スタッフが、夜間・休日を問わず、365 日・24 時間体制で事故受付をいたします。通話料は無料です。携帯電話からもご利用いただけます。

耳の不自由なお客は、電話リレーサービスの Web サイト（日本財団電話リレーサービスサイト：<https://nftrs.or.jp/>）にて利用登録をいただくことで下記の電話番号のご利用、事故受付が可能です。

- 自動車・住まい・賠償責任保険の場合：0120-011-313
- からだ（ケガ）の保険の場合：0120-091-313
- 海外旅行保険の場合：0120-071-313
- 医療保険・がん保険の場合：0120-289-822

海外旅行保険関連サービス

日本語サービスセンター

チャブ保険は、プレステージ・グローバルソリューション社、コーポレート・サービスズ・ネットワーク（CSN）と提携し、各種サービスを提供しています。海外旅行中の不慮の事故や病気に備え、医療に関するさまざまな手配サービスや保険金請求に関わるご相談を 24 時間・年中無休で行っております。

- 保険金請求等に関わる相談サービス
- クレジットカード、パスポート、T/C 等の紛失・盗難時の緊急手配のご案内
- 医療機関のご紹介
- 緊急移送手配サービス
- 専門医のご紹介
- 帰国手配サービス
- その他各種トラブルご相談受付



- ロサンゼルス
- ウィルミントン
- ロンドン
- 日本
- 上海
- 香港
- バンコク
- シンガポール
- シドニー

ワールド・ワイド・ネットワーク

世界各地域から現地オペレーターを通さず通話料無料で直接、日本語サービスセンターにご連絡いただけます。

日本語サービスセンターへの通話料無料の設定国および地域

アイスランド、アイルランド、アメリカ（含むアラスカ）、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、グアム、コロンビア、サイパン、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、タイ、台湾、チェコ、中国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハワイ、ハンガリー、フィリピン、フランス、ブラジル、ベルギー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、ルクセンブルク、ロシア

キャッシュレス医療サービス

チャブ保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる提携病院では、お客様は現金不要です。万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替えいただく必要がないよう、世界主要都市に利用が可能な病院を配置しておりますので、安心して治療をお受けいただけます。

〈企業向けサービス〉

住まいの保険関連サービス

水まわり・鍵開け緊急サービス

ご自宅での水まわりのトラブル（トイレ、風呂、台所の水漏れや詰まり等）あるいは外出中の鍵の紛失、盗難の場合の玄関ドアロックの解錠に、提携業者がご自宅に急行し、対応いたします。（30分以内の応急処理は無料です。ただし、鍵代、部品代はお客様のご負担になります。）

すまいのプロテクト総合保険において、補償タイプについて、タイプ1またはタイプ2をご選択いただき、同時に総合個人賠償責任補償特約および事故被害者弁護士費用補償特約をご契約時にセットいただいたお客様向けのサービスとなります。

住まいの緊急アシスト

借用住宅において、鍵・水まわり・ガラスのトラブルの際、当社の委託先による30分以内の応急作業費（出動料・作業料）を無料^{*}で提供します。

リビングプロテクト総合保険に付帯する修理費用補償特約の支払限度額が所定の額である場合、自動的にセットされます。

^{*}部品代等の実費や30分を超える応急作業等はおお客様のご負担です。

からだの保険関連サービス

SOS ホットライン：

緊急医療・健康相談サービス

ご契約者とご家族が無料で受けられる電話相談サービスです。24時間365日体制で、経験豊富な看護師が、医療・健康に関するさまざまなご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

示談交渉サービス

賠償事故危険補償特約付帯のご契約者の方には、保険会社がお客様に代わって相手側と解決に向けて交渉するサービスをご利用いただけます。

（注）損害賠償請求の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合等、相手方との示談交渉を行うことができないことがあります。

「ビジネスチャンスからリスクを取り除き、お客様が成功を獲得していくことをサポート」

リスク・マネジメント・ソリューションについてチャブ・グループはこう考えます。チャブ・グループの先進のノウハウと豊富な経験をもって、企業の皆様に、リスク分析、評価に基づいたコンサルティングサービスを行い、合理的な保険の構築に最適なソリューションをご提供いたします。



リスクコンサルティングサービス

企業にとって「リスク」とは、「企業経営上、発生しては困ること、避けたいこと」です。リスクはすべての企業がさらされているものであり、リスクに対する策を講じていく重要性は、社会環境の急速な変化とともに高まってきています。たとえば火災事故や爆発事故、気象変動による自然災害リスクについて、そのリスクを軽減するために対策を講じることが重要です。

チャブ保険では、専門の知識を備えたリスクエンジニアが企業を訪問し、管理体制のヒアリング、調査を通じてチャブグローバルの知見に基づき、防災に効果的な改善案をご提案いたします。本サービスが企業の皆様のリスクマネジメントの一助となれば幸いです。

人事部ヘルプダイヤル

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険にご契約の企業・団体の人事担当の方を対象に、メンタルヘルス不調者への対応や、復職時に注意すべきポイントやアドバイス等についてのご相談をお受けします。またカウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。

^{*}個別のケース（特定の退職者等のケース）への介入は行えません。

ストレスチェックサービス

業務災害安心総合保険と団体長期障害所得補償保険のご契約企業は、ストレスチェックサービスをご利用いただけます。

^{*}ただし、ご利用には条件があります。

損害保険会社の真価は、お客様に万が一の事故が発生した際に、事故の解決に向けて的確なアドバイスを行い、スピーディな保険金のお支払いを通して「安心」をお届けすることにあります。

※保険金のお支払いの流れについては、53 頁をご参照ください。

損害サービススタッフの行動指針

常にお客様の視点に立ち、ホスピタリティのある最高のサービスのご提供をめざしています。

《お客様第一主義と自己革新・自己責任》

- 常にお客様の立場になって考え行動します。
- 常にお客様の安心と信頼を念頭に「迅速・親切・公平・的確」な対応をします。
- 常に能力の向上に努め、高度な事故事案解決力の向上をめざします。
- 常に社内外の「法令遵守」を前提とした行動をします。

代理店への事故受付・保険金支払いの案内サービス

事故登録後および保険金お支払い手続き完了後に、代理店へ「ご案内」の FAX と代理店ポータルにて案内をいたします。

安心の 1 事故 1 担当者制

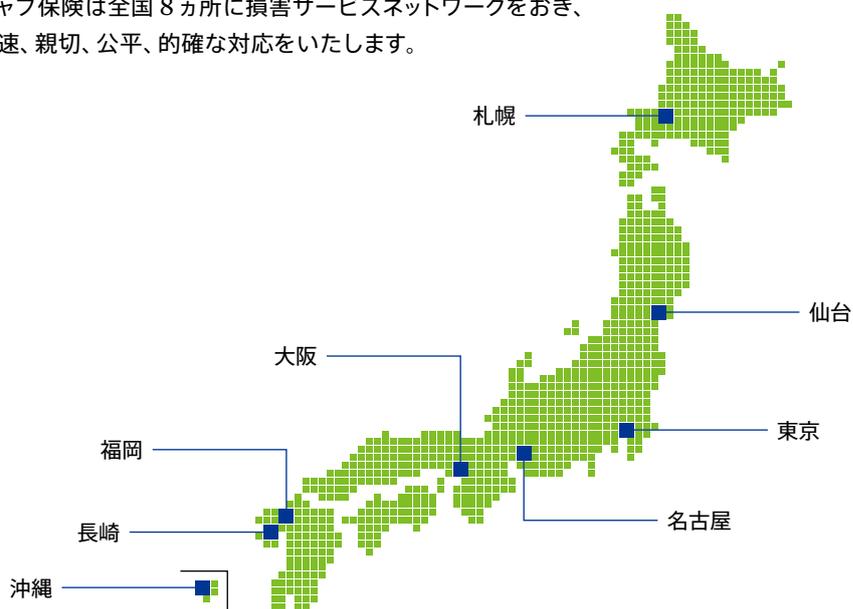
一つの事故に対して複数の担当者が分業する保険会社が多い中で、チャブ保険は一部を除き原則として 1 人の担当者が対応しておりますのでお客様本位の事故処理をお約束いたします。

信頼性の高い示談交渉サービス

自動車保険事故の示談交渉においては、高度な専門知識と豊富な経験を有したスタッフが、お客様に代わり責任をもって行います。国内の損害保険会社に先駆けて、いち早く示談交渉を開始し、多くのお客様より好評を得ています。

損害サービスネットワーク

チャブ保険は全国 8 カ所に損害サービスネットワークをおき、迅速、親切、公平、的確な対応をいたします。



業績データ

事業の概況	60
I-1 主要な経営指標等の推移(直近5事業年度)	60
I-2 保険事業	61
I-3 資産の運用	66
I-4 単体ソルベンシー・マージン比率	69
経理の状況	70
II-1 計算書類	70
II-2 資産・負債の明細	75
II-3 損益の明細	82
II-4 時価情報等	83
企業集団等の状況	86
III-1 事業の概況(連結)	86
III-2 主要な経営指標等の推移(連結)	86
III-3 連結財務諸表	87
III-4 リスク管理債権	93
III-5 セグメント情報	93
III-6 Chubb 少額短期保険株式会社の 単体ソルベンシー・マージン比率	94
III-7 保険会社およびその子会社等に係る 保険金等の支払い能力の充実の状況 (連結ソルベンシー・マージン比率)	95

I-1 主要な経営指標等の推移（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	22,615 (3.8%)	23,291 (3.0%)	25,117 (7.8%)	23,307 (△7.2%)	24,177 (3.7%)
経常収益 (対前期増減率)	22,956 (3.0%)	23,801 (3.7%)	26,398 (10.9%)	26,242 (△0.6%)	26,218 (△0.1%)
保険引受利益 (対前期増減率)	1,158 (△59.0%)	234 (△79.7%)	3,057 (1,203.1%)	4,856 (58.8%)	4,263 (△12.2%)
経常利益 (△は経常損失) (対前期増減率)	1,118 (△62.5%)	499 (△55.3%)	3,122 (524.6%)	5,195 (66.4%)	4,309 (△17.1%)
当期純利益 (△は当期純損失) (対前期増減率)	5,874 (144.7%)	145 (△97.5%)	2,286 (1,467.7%)	3,492 (52.8%)	2,894 (△17.1%)
正味損害率	41.2%	45.9%	41.6%	39.5%	37.0%
正味事業費率	48.2%	49.1%	49.9%	50.3%	49.6%
利息および配当金収入 (対前期増減率)	90 (6.1%)	80 (△10.2%)	64 (△20.5%)	57 (△11.1%)	55 (△3.5%)
運用資産利回り (インカム利回り)	0.18%	0.17%	0.13%	0.13%	0.12%
資本金 (発行済株式総数)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)	5,000 (163千株)
純資産額	12,816	12,689	14,973	18,707	11,610
総資産額	62,729	64,214	66,122	67,560	58,598
積立勘定資産額	—	—	—	—	—
自己資本比率	20.43%	19.76%	22.64%	27.69%	19.81%
1株あたり純資産額	78,629円82銭	77,851円52銭	91,895円5銭	114,768円73銭	71,228円22銭
1株あたり当期純利益	36,040円98銭	894円68銭	14,025円80銭	21,425円51銭	17,756円78銭
責任準備金残高	30,485	31,499	30,574	28,521	26,866
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	41,051	40,015	43,500	42,510	39,528
その他有価証券評価差額金	719	446	443	685	503
単体ソルベンシー・マージン比率	1,588.6%	1,609.3%	1,552.8%	1,613.5%	1,210.1%
配当性向	—	—	—	280.89%	83.27%
従業員数	519名	545名	595名	581名	609名

I-2 保険事業

(1) 保険料の推移

① 正味収入保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	3,813	16.9	0.6	4,085	17.5	7.1	4,484	17.9	9.8	4,775	20.5	6.5	5,018	20.8	5.1
海上	150	0.6	△21.7	115	0.5	△23.4	166	0.7	44.9	190	0.8	14.0	174	0.7	△8.0
傷害	8,161	36.1	0.2	8,752	37.6	7.2	9,007	35.8	2.9	6,295	27.0	△30.1	6,643	27.5	5.5
自動車	3,352	14.8	△4.7	3,299	14.2	△1.6	3,241	12.9	△1.8	3,237	13.9	△0.1	3,135	13.0	△3.1
自動車損害賠償責任	653	2.9	1.1	606	2.6	△7.1	652	2.6	7.5	578	2.5	△11.3	515	2.1	△11.0
その他	6,483	28.7	18.0	6,431	27.6	△0.8	7,565	30.1	17.6	8,229	35.3	8.8	8,689	35.9	5.6
(うち賠償責任)	(2,626)	(11.6)	(23.2)	(2,241)	(9.6)	(△14.7)	(2,633)	(10.5)	(17.5)	(2,830)	(12.1)	(7.5)	(2,815)	(11.6)	(△0.5)
合計	22,615	100.0	3.8	23,291	100.0	3.0	25,117	100.0	7.8	23,307	100.0	△7.2	24,177	100.0	3.7

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料（含む積立保険料）の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	18,938	34.3	△1.1	20,379	34.6	7.6	23,065	36.0	13.2	23,708	36.9	2.8	25,043	37.2	5.6
海上	854	1.5	13.3	960	1.6	12.5	964	1.5	0.4	924	1.4	△4.1	1,044	1.6	12.9
傷害	12,399	22.4	△0.3	13,041	22.1	5.2	13,919	21.7	6.7	12,268	19.0	△11.9	12,950	19.3	5.6
自動車	7,662	13.9	△3.8	7,589	12.9	△1.0	7,441	11.6	△2.0	7,362	11.4	△1.1	7,113	10.6	△3.4
自動車損害賠償責任	197	0.4	△8.2	217	0.4	10.1	219	0.3	1.1	200	0.3	△9.0	175	0.3	△12.2
その他	15,178	27.5	17.0	16,774	28.4	10.5	18,560	28.9	10.6	19,977	31.0	7.6	20,937	31.0	4.8
(うち賠償責任)	(7,489)	(13.6)	(18.3)	(8,085)	(13.7)	(8.0)	(9,096)	(14.2)	(12.5)	(9,924)	(15.4)	(9.1)	(9,937)	(14.8)	(0.1)
合計	55,231	100.0	3.3	58,963	100.0	6.8	64,170	100.0	8.8	64,441	100.0	0.4	67,265	100.0	4.4
従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）	106	—	3.5	108	—	1.7	107	—	△0.3	110	—	2.8	110	—	△0.4

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
2. 従業員一人あたり元受正味保険料（含む積立保険料）：元受保険料(含む積立保険料)÷従業員数

③ 受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	1,712	30.9	0.4	2,019	35.7	17.9	2,071	33.4	2.6	1,988	42.7	△4.0	1,829	44.8	△8.0
海上	79	1.4	115.5	33	0.6	△57.2	120	1.9	254.6	80	1.7	△33.6	60	1.5	△24.8
傷害	1,648	29.8	2.7	1,798	31.8	9.1	1,576	25.4	△12.3	305	6.6	△80.6	237	5.8	△22.2
自動車	3	0.1	△0.5	3	0.1	△8.7	0	0.0	△73.6	0	0.0	△61.1	0	0.0	1.9
自動車損害賠償責任	586	10.6	0.9	531	9.4	△9.4	575	9.3	8.4	496	10.7	△13.8	435	10.7	△12.2
その他	1,504	27.2	31.0	1,267	22.4	△15.7	1,861	30.0	46.9	1,782	38.3	△4.3	1,520	37.2	△14.7
(うち賠償責任)	(1,189)	(21.5)	(35.7)	(785)	(13.9)	(△33.9)	(743)	(12.0)	(△5.3)	(835)	(18.0)	(12.3)	(817)	(20.0)	(△2.1)
合計	5,535	100.0	8.9	5,653	100.0	2.1	6,206	100.0	9.8	4,653	100.0	△25.0	4,083	100.0	△12.2

(注) 受再正味保険料：受再保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

④支払再保険料の推移

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	16,837	44.1	△1.3	18,313	44.3	8.8	20,652	45.6	12.8	20,921	45.7	1.3	21,854	46.3	4.5
海上	783	2.1	30.9	879	2.1	12.3	917	2.0	4.4	814	1.8	△11.2	929	2.0	14.1
傷害	5,886	15.4	△0.1	6,087	14.7	3.4	6,488	14.3	6.6	6,278	13.7	△3.2	6,545	13.9	4.3
自動車	4,313	11.3	△3.0	4,292	10.4	△0.5	4,201	9.3	△2.1	4,125	9.0	△1.8	3,977	8.4	△3.6
自動車損害賠償責任	130	0.4	△13.2	141	0.4	8.4	143	0.4	1.1	117	0.3	△17.9	96	0.2	△18.1
その他	10,199	26.7	18.3	11,610	28.1	13.8	12,856	28.4	10.7	13,529	29.5	5.2	13,768	29.2	1.8
(うち賠償責任)	(6,052)	(15.9)	(19.2)	(6,630)	(16.0)	(9.6)	(7,206)	(15.9)	(8.7)	(7,929)	(17.3)	(10.0)	(7,939)	(16.8)	(0.1)
合計	38,150	100.0	3.8	41,325	100.0	8.3	45,259	100.0	9.5	45,787	100.0	1.2	47,172	100.0	3.0

(注) 支払再保険料: 出再保険料から出再戻戻金を控除したものをいいます。

⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
国内契約	98.9%	99.0%	98.3%	98.4%	98.6%
海外契約	1.1%	1.0%	1.7%	1.6%	1.4%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2021年度	22(6)	90%(99%)
2020年度	21(6)	90%(99%)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を10百万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りません。)

⑦出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
2021年度	93%(100%)	—	7%(0%)	100%(100%)
2020年度	93%(100%)	—	7%(0%)	100%(100%)

(注) 1. 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

① S&P社の格付を使用し、同社の格付がない場合は Moody's社もしくは A.M.Best社の格付を使用しています。

② 上記3社のいずれの格付もない場合は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りません。)

(2) 解約返戻金

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	1,105	1,246	1,110	1,032	1,019
海上	0	1	0	0	0
傷害	71	71	131	139	64
自動車	180	178	176	169	170
自動車損害賠償責任	0	0	0	5	6
その他	202	224	255	309	326
(うち賠償責任)	(94)	(100)	(90)	(84)	(155)
合計	1,559	1,723	1,674	1,657	1,588

(3) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
保険引受収益		22,651	23,367	26,079	25,736	25,883
保険引受費用		10,694	12,170	11,085	8,963	9,807
営業費および一般管理費		10,825	10,989	11,960	11,951	11,824
その他収支		26	26	23	34	11
保険引受利益		1,158	234	3,057	4,856	4,263

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における「営業費および一般管理費」のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

(4) 保険金の推移

① 正味支払保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	1,140	14.1	37.2	2,282	24.1	62.7	1,742	19.6	46.9	1,765	22.5	43.2	1,482	19.3	35.3
海上	24	0.3	25.1	90	1.0	90.2	74	0.8	55.1	30	0.4	26.1	47	0.6	35.6
傷害	2,599	32.1	35.1	2,572	27.2	32.7	2,566	28.9	32.6	2,028	25.8	37.0	2,012	26.2	34.8
自動車	1,583	19.5	58.4	1,611	17.0	59.9	1,557	17.6	62.3	1,280	16.3	51.4	1,348	17.6	54.2
自動車損害 賠償責任	589	7.3	91.8	564	6.0	94.8	528	6.0	82.9	487	6.2	86.1	460	6.0	91.8
その他	2,163	26.7	37.5	2,337	24.7	40.8	2,405	27.1	36.6	2,260	28.8	31.5	2,324	30.3	30.3
(うち賠償 責任)	(853)	(10.5)	(37.4)	(795)	(8.4)	(41.7)	(741)	(8.4)	(34.9)	(690)	(8.8)	(30.3)	(733)	(9.6)	(31.5)
合計	8,100	100.0	41.2	9,459	100.0	45.9	8,875	100.0	41.6	7,853	100.0	39.5	7,677	100.0	37.0

(注) 1. 正味支払保険金：元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	4,290	23.0	△32.6	9,396	36.7	119.0	8,793	36.2	△6.4	7,509	38.6	△14.6	6,642	35.2	△11.5
海上	165	0.9	7.3	452	1.8	173.9	1,193	4.9	164.0	△57	△0.3	△104.8	183	1.0	-
傷害	3,657	19.6	△6.5	3,566	13.9	△2.5	3,857	15.9	8.2	3,549	18.2	△8.0	3,739	19.8	5.4
自動車	3,613	19.3	△12.0	3,761	14.7	4.1	3,594	14.8	△4.4	2,950	15.2	△17.9	3,091	16.3	4.8
自動車損害 賠償責任	158	0.8	△22.1	180	0.7	14.0	129	0.5	△28.2	133	0.7	2.7	202	1.1	52.1
その他	6,789	36.4	76.6	8,241	32.2	21.4	6,711	27.7	△18.6	5,375	27.6	△19.9	5,031	26.6	△6.4
(うち賠償 責任)	(4,553)	(24.4)	(133.4)	(5,303)	(20.7)	(16.5)	(3,681)	(15.2)	(△30.6)	(2,780)	(14.3)	(△24.5)	(2,623)	(13.9)	(△5.6)
合計	18,674	100.0	0.5	25,598	100.0	37.1	24,280	100.0	△5.1	19,460	100.0	△19.9	18,889	100.0	△2.9

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

③受再正味保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	600	31.0	230.8	281	17.4	△ 53.1	157	11.0	△ 44.2	243	7.8	55.3	236	12.8	△ 3.0
海上	0	0.0	△ 86.7	6	0.4	535.9	12	0.9	108.3	19	0.6	50.3	14	0.8	△ 21.9
傷害	632	32.7	15.9	575	35.5	△ 9.0	515	36.3	△ 10.4	259	8.3	△ 49.6	105	5.7	△ 59.4
自動車	2	0.1	3.8	2	0.1	△ 11.2	4	0.3	91.9	5	0.2	28.7	0	0.0	△ 93.2
自動車損害賠償責任	589	30.4	△ 7.7	564	34.8	△ 4.1	528	37.2	△ 6.5	487	15.5	△ 7.8	460	24.9	△ 5.5
その他	111	5.8	△ 28.8	191	11.8	71.6	203	14.3	6.2	2,126	67.6	944.9	1,034	55.8	△ 51.3
(うち賠償責任)	(78)	(4.1)	(△ 32.7)	(97)	(6.0)	(23.8)	(90)	(6.3)	(△ 7.6)	(121)	(3.9)	(34.4)	(118)	(6.4)	(△ 2.1)
合計	1,937	100.0	26.4	1,622	100.0	△ 16.2	1,422	100.0	△ 12.3	3,142	100.0	121.0	1,852	100.0	△ 41.0

(注) 受再正味保険金: 受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

④回収再保険金

(単位:百万円)

年度 種目	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
	%		%	%		%	%		%	%		%	%		%
火災	3,750	30.0	△ 32.8	7,395	41.6	97.2	7,208	42.8	△ 2.5	5,987	40.6	△ 16.9	5,395	41.3	△ 9.9
海上	141	1.1	2.3	367	2.1	159.9	1,131	6.7	207.6	△ 68	△ 0.5	△ 106.0	150	1.2	-
傷害	1,691	13.5	△ 1.8	1,569	8.9	△ 7.2	1,807	10.8	15.1	1,780	12.1	△ 1.5	1,832	14.0	2.9
自動車	2,032	16.2	△ 12.4	2,152	12.1	5.9	2,041	12.1	△ 5.2	1,676	11.4	△ 17.9	1,742	13.3	4.0
自動車損害賠償責任	158	1.3	△ 22.1	180	1.0	14.0	129	0.8	△ 28.2	133	0.9	2.7	202	1.6	52.1
その他	4,737	37.9	115.2	6,095	34.3	28.7	4,509	26.8	△ 26.0	5,241	35.5	16.2	3,741	28.6	△ 28.6
(うち賠償責任)	(3,779)	(30.2)	(200.8)	(4,605)	(25.9)	(21.9)	(3,030)	(18.0)	(△ 34.2)	(2,211)	(15.0)	(△ 27.0)	(2,008)	(15.4)	(△ 9.1)
合計	12,511	100.0	2.8	17,761	100.0	42.0	16,827	100.0	△ 5.3	14,750	100.0	△ 12.3	13,065	100.0	△ 11.4

(注) 回収再保険金: 出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

⑤未収再保険金の推移

(単位:百万円)

年度		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,792 (89)	4,205 (101)	2,864 (109)	3,427 (131)	2,425 (155)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	12,308 (616)	17,304 (626)	16,622 (713)	14,410 (815)	12,315 (936)
3	当該年度回収等	9,895 (604)	18,645 (619)	16,059 (691)	15,413 (790)	12,228 (911)
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	4,205 (101)	2,864 (109)	3,427 (131)	2,425 (155)	2,512 (180)

(注) 1. 地震保険、自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(5) 正味事業費率の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
保険引受に係る事業費		10,890	11,428	12,527	11,717	11,996
(保険引受に係る営業費および一般管理費)		(10,825)	(10,989)	(11,959)	(11,951)	(11,824)
(諸手数料および集金費)		(64)	(439)	(568)	(△ 234)	(171)
正味事業費率		48.2%	49.1%	49.9%	50.3%	49.6%

(注) 正味事業費率=(諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2019年度			2020年度			2021年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	46.9	69.3	116.2	43.2	55.8	99.0	35.3	56.3	91.6
海上	55.1	4.6	59.7	26.1	3.7	29.8	35.6	△0.2	35.4
傷害	32.6	61.0	93.6	37.0	69.4	106.4	34.8	65.4	100.2
自動車	62.3	43.4	105.7	51.4	33.7	85.1	54.2	36.1	90.3
自動車損害賠償責任	82.9	15.5	98.4	86.1	14.9	101.0	91.8	18.6	110.4
その他	36.6	31.9	68.5	31.5	42.6	74.1	30.3	41.5	71.8
(うち賠償責任)	(34.9)	(26.2)	(61.1)	(30.3)	(38.0)	(68.3)	(31.5)	(39.1)	(70.6)
合計	41.6	49.9	91.5	39.5	50.3	89.8	37.0	49.6	86.6

- (注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率=(諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2019年度			2020年度			2021年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	47.5	49.5	97.0	35.7	44.6	80.3	32.2	42.8	75.0
海上	138.2	25.9	164.1	△3.9	22.4	18.5	16.2	20.8	37.0
傷害	29.5	53.6	83.1	28.2	54.0	82.2	37.2	54.7	91.9
(医療)	(31.2)	—	—	(29.6)	—	—	(37.3)	—	—
(がん)	(107.0)	—	—	(50.9)	—	—	(20.5)	—	—
(その他)	(28.7)	—	—	(27.2)	—	—	(37.3)	—	—
自動車	52.1	43.3	95.4	44.9	39.8	84.7	46.4	40.1	86.5
その他	43.6	41.7	85.3	36.0	44.1	80.1	29.9	41.9	71.8
(うち賠償責任)	(45.9)	(41.3)	(87.2)	(29.3)	(43.9)	(73.2)	(27.4)	(41.5)	(68.9)
合計	43.9	47.2	91.1	34.7	45.4	80.1	33.6	44.1	77.7

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

(8) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	2020年度	229百万円 (注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円
	2021年度	236百万円 (注) 増加する異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

(9) 積立保険(貯蓄型保険)の契約者配当金

該当なし

I-3 資産の運用

(1) 資産の運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払いに備えるために、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目標としています。

(2) 運用資産の推移

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	金額	構成比								
		%		%		%		%		%
預貯金	6,574	10.5	10,141	15.8	8,071	12.2	11,364	16.8	5,976	10.2
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	41,051	65.4	40,015	62.3	43,500	65.8	42,510	62.9	39,528	67.5
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	320	0.5	287	0.4	270	0.4	333	0.5	383	0.7
運用資産計	47,947	76.4	50,445	78.5	51,842	78.4	54,206	80.2	45,887	78.3
総資産	62,729	100.0	64,214	100.0	66,122	100.0	67,560	100.0	58,598	100.0

(3) 利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	金額	利回り								
		%		%		%		%		%
預貯金	24	0.36	19	0.24	6	0.07	1	0.02	0	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	65	0.15	60	0.15	57	0.14	66	0.16	54	0.14
(公社債)	(31)	(0.09)	(24)	(0.07)	(18)	(0.05)	(30)	(0.08)	(19)	(0.05)
(株式)	(16)	(2.46)	(21)	(3.17)	(26)	(3.87)	(26)	(3.82)	(27)	(4.08)
(外国証券)	(17)	(0.31)	(14)	(0.31)	(12)	(0.3)	(9)	(0.36)	(7)	(0.3)
(その他の証券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	90	0.18	80	0.17	64	0.13	67	0.13	55	0.12
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	90	—	80	—	64	—	67	—	55	—

(注) 1. 収入金額は、損益計算書における「利息および配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。ただし、コールローンについては日々の残高の平均に基づいて算出しています。

(4) 資産運用利回り（実現利回り）の推移

1. 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標

分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り

- 分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高

2. [参考] 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標

分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り

- 分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額*－前期末評価差額*)
- 分母＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額*

* 税効果控除前の金額によります。

資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

区分	2020年度			2021年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	196	10,015	1.96	△142	4,964	△2.87
コールローン	—	—	—	—	—	—
有価証券	66	42,235	0.16	94	39,880	0.24
(公社債)	(30)	(38,861)	(0.08)	(19)	(36,771)	(0.05)
(株式)	(26)	(685)	(3.82)	(67)	(684)	(9.93)
(外国証券)	(9)	(2,688)	(0.36)	(7)	(2,424)	(0.3)
(その他の証券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	265	—	—	348	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	262	52,517	0.50	△47	45,193	△0.11

[参考] 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	2020年度			2021年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
			%			%
預貯金	196	10,015	1.96	△142	4,964	△2.87
コールローン	—	—	—	—	—	—
有価証券	402	42,850	0.94	△157	40,830	△0.39
(公社債)	(57)	(38,840)	(0.15)	(△14)	(36,777)	(△0.04)
(株式)	(334)	(1,320)	(25.33)	(△145)	(1,628)	(△8.93)
(外国証券)	(10)	(2,688)	(0.38)	(2)	(2,424)	(0.12)
(その他の証券)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	265	—	—	348	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	598	53,132	1.13	△299	46,144	△0.65

(5) 海外投融資残高と利回りの推移

(単位: 百万円)

区分	年度	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)		2020年度 (2021年3月31日現在)		2021年度 (2022年3月31日現在)	
		金額	構成比								
			%		%		%		%		%
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	2,404	32.4	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,404	32.4	—	—	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	3,418	46.0	4,918	100.0	4,007	100.0	2,105	100.0	2,604	100.0
	その他	1,608	21.6	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	5,026	67.6	4,918	100.0	4,007	100.0	2,105	100.0	2,604	100.0
合計		7,431	100.0	4,918	100.0	4,007	100.0	2,105	100.0	2,604	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)		0.20		0.25		0.30		0.32		0.30
	資産運用利回り (実現利回り)		0.20		0.25		0.30		0.32		0.30
	(参考) 時価総合利回り		0.36		△0.78		△0.04		0.35		0.12

(注) 各利回りの計算方法については、P66 [利息および配当金収入と運用資産利回り (インカム利回り) の推移] および P67 [資産運用利回り (実現利回り) の推移] の説明をご参照ください。

I-4 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位: 百万円)

項目	年度	2020 年度	2021 年度
単体ソルベンシー・マージン総額	(A)	34,341	25,366
資本金または基金等		18,021	11,106
価格変動準備金		30	8
危険準備金		21	11
異常危険準備金		15,406	13,605
一般貸倒引当金		6	5
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前)		855	628
土地含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに 算入されない額		—	—
意図的保有による控除額		—	—
その他		—	—
単体リスクの合計額	(B)	4,256	4,192
$[\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6]$			
(一般保険リスク R_1)	* 1	2,594	2,757
(第三分野保険の保険リスク R_2)	* 1	1	0
(予定利率リスク R_3)	* 2	3	3
(資産運用リスク R_4)	* 3	1,921	1,538
(経営管理リスク R_5)	* 4	108	104
(巨大災害リスク R_6)	* 5	916	928
単体ソルベンシー・マージン比率	(C)	1613.5%	1210.1%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第 86 条 (単体ソルベンシー・マージン) および第 87 条 (単体リスク) ならびに 1996 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払い余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額: 上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)
: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 予定利率上の危険 (予定利率リスク): 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 資産運用上の危険 (資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 4 経営管理上の危険 (経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 3 および * 5 以外のもの
 - * 5 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払い余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、損害保険会社の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

II-1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)	科目	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)	2021年度 (2022年3月31日現在)
		金額	金額			金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		11,364	5,978	保険契約準備金		34,981	34,006
現金		2	2	支払備金		6,460	7,139
預貯金		11,362	5,976	責任準備金		28,521	26,866
有価証券		42,510	39,528	その他負債		12,311	11,630
地方債		11,421	8,816	共同保険借		252	308
社債		27,354	26,699	再保険借		639	558
株式		1,629	1,408	外国再保険借		6,027	6,050
外国証券		2,105	2,604	未払法人税等		942	379
有形固定資産		839	1,036	預り金		231	238
建物		333	383	未払金		1,871	1,647
リース資産		480	568	仮受金		1,847	1,858
その他の有形固定資産		26	83	リース債務		499	588
無形固定資産		867	1,006	退職給付引当金		1,342	1,125
ソフトウェア		867	1,006	役員退職慰労引当金		82	103
その他の無形固定資産		0	0	賞与引当金		105	114
その他資産		7,502	6,915	特別法上の準備金		30	8
未収保険料		2	1	価格変動準備金		30	8
代理店貸		1,320	962				
共同保険貸		82	87				
再保険貸		655	565	負債の部合計		48,853	46,988
外国再保険貸		2,664	2,664	【純資産の部】			
未収金		1,633	1,714	資本金		5,000	5,000
未収収益		31	32	資本剰余金		1,250	1,250
預託金		369	306	資本準備金		1,250	1,250
仮払金		645	580	利益剰余金		11,771	4,856
その他の資産		97	—	その他利益剰余金		11,771	2,894
繰延税金資産		4,481	4,141	繰越利益剰余金		11,771	2,894
貸倒引当金		△ 6	△ 6	株主資本合計		18,021	11,106
				その他有価証券評価差額金		685	503
				評価・換算差額等合計		685	503
				純資産の部合計		18,707	11,610
資産の部合計		67,560	58,598	負債および純資産の部合計		67,560	58,598

貸借対照表（2021年度）の注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - その他有価証券（市場価格のない株式等を除く）の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち、市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし2016年4月1日以降取得した建物付属設備および構築物（建物を除く）については定額法により行っております。
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法により行っております。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 貸倒引当金は、当社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当処理規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果および償却・引当状況を監査しております。

5. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。
6. 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
7. 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末支給見積額を計上しております。
8. 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
9. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
10. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式によっております。
11. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか事務機器および乗用車の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
12. 有形固定資産の減価償却累計額は1,104百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額は82百万円、金銭債務総額は240百万円であります。
14. 関係会社株式の額は280百万円であります。
15. 繰延税金資産の総額は4,476百万円、繰延税金負債の総額は194百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当金額として控除した額は141百万円であります。繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、責任準備金3,372百万円、退職給付引当金314百万円であります。
16. 支払備金は、当期末において支払義務が発生したもので、または、まだ支払事由の発生を報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等（保険金、返戻金およびその他の給付金）の支出として計上していないものについて、保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条に基づき計上しております。支払備金は、既発生既報告の支払備金（保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支払っていない金額。以下、普通支払備金）と、既発生未報告の支払備金（まだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金等。以下、IBNR 備金）から構成されます。なお、再保険契約に基づき、再保険者から回収可能と認められる金額は支払備金より控除しております。
17. 財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は支払備金であります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (単位：百万円)

支払備金	7,139
普通支払備金	5,393
IBNR 備金	1,746

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

普通支払備金に関しては、支払義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害査定等の方法により将来の支払い額を見積り計上しています。IBNR 備金に関しては、支払い義務が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積り法により算出し、将来の支払い額を見積り計上しています。

② 主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容と損害査定の結果をもとに将来の支払い額を見積っています。損害査定においては、過去の支払い実績の傾向や、法改正や過去の裁判例、経済環境および社会情勢の変化に伴う医療費用、車両や家財の修繕コスト、人件費の変化等が影響を及ぼす可能性も考慮しています。IBNR 備金は、予想損害率、保険金等進展率等の主要な仮定を使用して、将来の支払い額を見積り計上しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払い額や支払備金の計上額が当初の見積額から変動する可能性があります。特に、賠償責任保険等の保険種目は、事故発生から保険金支払いまでの期間が長期間にわたり、期末日時点においては利用可能でない情報も多いことから、不確実性の程度が高くなります。一方、車両保険や家財保険等の保険種目は保険事由の発生から保険金等の支払いまでの期間が比較的短いこと等から、不確実性の程度は低くなります。

18. 責任準備金は、当事業年度末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条に基づき、保険料および責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち、普通責任準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき積み立てております。

責任準備金のうち、異常危険準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常災害による損害のてん補に充てるため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。

19. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(1) 支払備金	
支払備金（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く）	20,555 百万円
同上にかかる出再支払備金	13,630 百万円
差引（イ）	6,925 百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（口）	214 百万円
計（イ+口）	7,139 百万円
(2) 責任準備金	
普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	35,814 百万円
同上にかかる出再責任準備金	24,173 百万円
差引（イ）	11,641 百万円
その他の責任準備金（口）	15,225 百万円
計（イ+口）	26,866 百万円

20. 賞与引当金には役員分18百万円が含まれております。

21. 1株あたりの純資産額は71,228円22銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額は11,610百万円、普通株式に係る期末の純資産額は11,610百万円、1株あたりの純資産の算定に用いられた期末の普通株式数は163千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

22. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 1,105 百万円
勤務費用	0 百万円
利息費用	△ 8 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 17 百万円
退職給付の支払額	172 百万円
期末における退職給付債務	△ 958 百万円
(3) 退職給付債務およびその内訳	
退職給付債務	△ 958 百万円
年金資産	－百万円
未積立退職給付債務	△ 958 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	71 百万円
未認識過去勤務費用	△ 237 百万円
貸借対照表計上額	△ 1,125 百万円
前払年金費用	－百万円
退職給付引当金	△ 1,125 百万円

(4) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.61%
数理計算上の差異の処理年数	
発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理しております。	
過去勤務費用の処理年数	
発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。	

23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		26,242	26,218
保険引受収益		25,736	25,883
正味収入保険料		23,307	24,177
積立保険料等運用益		34	39
支払備金戻入額		337	—
責任準備金戻入額		2,053	1,654
為替差益		3	11
資産運用収益		217	55
利息および配当金収入		57	55
有価証券売却益		0	40
為替差益		194	—
積立保険料等運用益振替		△34	△39
その他経常収益		288	279
貸倒引当金戻入額		10	—
その他の経常収益		278	279
経常費用		21,046	21,908
保険引受費用		8,963	9,807
正味支払保険金		7,853	7,677
損害調査費		1,341	1,276
諸手数料および集金費		△234	171
支払備金繰入額		—	679
その他保険引受費用		2	2
資産運用費用		—	142
有価証券売却損		—	0
為替差損		—	142
営業費および一般管理費		12,065	11,934
その他経常費用		17	23
支払利息		16	21
貸倒引当金繰入額		—	0
その他の経常費用		1	1
経常利益		5,195	4,309
特別利益		—	21
特別法上の準備金戻入額		—	21
価格変動準備金		—	21
特別損失		16	24
固定資産処分損		0	24
特別法上の準備金繰入額		16	—
価格変動準備金		16	—
税引前当期純利益		5,179	4,306
法人税および住民税		1,130	1,001
法人税等調整額		556	410
法人税等合計		1,686	1,411
当期純利益		3,492	2,894

損益計算書（2021年度）の注記

1. 正味収入保険料は、収入保険料から支払再保険料を控除して算定しております。
収入保険料のうち、元受保険料については主として決算締め切り日までに入金報告書および申込書その他保険料計上に必要な書類が到着し、かつ保険始期月が到来している契約について保険料を計上しており、受再保険料については、再保険契約に基づき、主として勘定書その他再保険料計上に必要な書類が到着し、かつ再保険始期月が到来している契約について保険料を計上しております。
支払再保険料については、再保険契約に基づき、再保険者に対して出再したと認められる保険料を計上しております。
正味支払保険金は、支払保険金から回収再保険金を控除して算定しております。
支払保険金のうち、元受保険金については、主として、保険約款に基づく支払い事由が発生し、期末日までに損害填補金等として支払った金額を計上しており、受再保険金については、再保険契約に基づき、主として勘定書が到来した時点で保険金を計上しております。
回収再保険金については、再保険契約に基づき、再保険者から回収できると認められる保険金を計上しております。
2. 関係会社との取引による収益総額は1,178百万円であり、費用総額は1,538百万円であります。
3. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	71,349百万円
支払再保険料	47,172百万円
差引	24,177百万円

- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	20,742百万円
回収再保険金	13,065百万円
差引	7,677百万円

- (3) 諸手数料および集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料および集金費	19,046百万円
出再保険手数料	18,874百万円
差引	171百万円

- (4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	2,456百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	1,783百万円
差引（イ）	673百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（ロ）	5百万円
計（イ+ロ）	679百万円

- (5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	222百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	44百万円
差引（イ）	178百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△1,832百万円
計（イ+ロ）	△1,654百万円

- (6) 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	54百万円
計	55百万円

4. 1株あたりの当期純利益は17,756円78銭であります。
算定上の基礎である当期純利益は2,894百万円、普通株式に係る当期純利益は2,894百万円、普通株式の期中平均株式数は163千株であります。
5. 退職給付関係
損害調査費ならびに営業費および一般管理費として計上した退職給付費用は△44百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	0百万円
利息費用	8百万円
期待運用収益	－百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
数理計算上の差異の費用処理額	27百万円
過去勤務債務の費用処理額	△81百万円
計	△44百万円

6. 関連当事者との重要な取引は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関係会社の 子会社	Chubb Tempest Reinsurance Ltd.	なし	出再保険取引 (注)	出再保険料	33,954	外国再保険貸	1,915
				出再手数料	16,037	外国再保険借	2,386
				出再保険金	10,059		

(取引条件および取引条件の決定方針)

(注) 価格その他の取引条件は、再保険市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

7. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,000	1,250	1,250	—	8,279	8,279	14,529	443	443	14,973
当期変動額										
当期純利益					3,492	3,492	3,492			3,492
剰余金の配当										—
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て										—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								241	241	241
当期変動額合計					3,492	3,492	3,492	241	241	3,734
当期末残高	5,000	1,250	1,250	—	11,771	11,771	18,021	685	685	18,707

2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	5,000	1,250	1,250	—	11,771	11,771	18,021	685	685	18,707
当期変動額										
当期純利益					2,894	2,894	2,894			2,894
剰余金の配当					△ 9,809	△ 9,809	△ 9,809			△ 9,809
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て				1,961	△ 1,961	—	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△ 181	△ 181	△ 181
当期変動額合計				1,961	△ 8,877	△ 6,915	△ 6,915	△ 181	△ 181	△ 7,097
当期末残高	5,000	1,250	1,250	1,961	2,894	4,856	11,106	503	503	11,610

株主資本等変動計算書(2021年度)の注記

- 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当事業年度期首株式数(千株)	163	163
当事業年度増加株式数(千株)	—	—
当事業年度減少株式数(千株)	—	—
当事業年度末株式数(千株)	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

(4) 1株あたり配当等の推移

項目	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1株あたり配当額		—	—	—	60,182円19銭	14,787円12銭
1株あたり当期純利益		36,040円98銭	894円68銭	14,025円80銭	21,425円51銭	17,756円78銭
配当性向		—	—	—	280.89%	83.27%
1株あたり純資産額		78,629円82銭	77,851円52銭	91,859円5銭	114,768円73銭	71,228円22銭
従業員1人あたり総資産額		120百万円	117百万円	111百万円	116百万円	96百万円

(注) 1.1株あたり当期純利益は当期純利益÷期中平均株数(加重平均)により算出しております。

2.1株あたり純資産額は純資産額÷期末株数により算出しております。

3.従業員1人あたり総資産額は総資産額÷従業員数により算出しております。

(5) 会計監査

当社は、2020年度(2020年4月1日より2021年3月31日まで)および2021年度(2021年4月1日より2022年3月31日まで)の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

II-2 資産・負債の明細

(1) 現金および預貯金の内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	金額	構成比										
		%		%		%		%		%		%
現金	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
預貯金	6,574	100.0	10,141	100.0	8,071	100.0	11,362	100.0	5,976	100.0	5,976	100.0
(郵便貯金・郵便振替)	(307)	(4.7)	(255)	(2.5)	(280)	(3.5)	(337)	(3.0)	(233)	(3.9)	(233)	(3.9)
(当座預金)	(4,550)	(69.2)	(2,769)	(27.3)	(1,468)	(18.2)	(2,049)	(18.0)	(3,476)	(58.2)	(3,476)	(58.2)
(普通預金)	(1,716)	(26.1)	(7,117)	(70.2)	(6,322)	(78.3)	(8,975)	(79.0)	(2,266)	(37.9)	(2,266)	(37.9)
(通知預金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(定期預金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(譲渡性預金)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	6,577	100.0	10,144	100.0	8,074	100.0	11,364	100.0	5,978	100.0	5,978	100.0

(2) 商品有価証券

該当なし

(3) 商品有価証券の平均残高および売買高

該当なし

(4) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
	金額	構成比								
	%		%		%		%		%	
国債	4,262	10.4	1,855	4.6	—	—	—	—	—	—
地方債	3,830	9.3	5,602	14.0	10,673	24.6	11,421	26.9	8,816	22.3
社債	26,350	64.2	26,392	66.0	27,498	63.2	27,354	64.3	26,699	67.5
株式	1,581	3.9	1,246	3.1	1,320	3.0	1,629	3.8	1,408	3.6
外国証券	5,026	12.2	4,918	12.3	4,007	9.2	2,105	5.0	2,604	6.6
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	41,051	100.0	40,015	100.0	43,500	100.0	42,510	100.0	39,528	100.0

(5) 保有有価証券の利回りの推移

(単位：%)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公社債	0.09	0.07	0.05	0.08	0.05
	株式	2.46	3.17	3.87	3.82	4.08
	外国証券	0.31	0.31	0.30	0.36	0.30
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.15	0.15	0.14	0.16	0.14
資産運用利回り (実現利回り)	公社債	0.09	0.07	0.05	0.08	0.05
	株式	2.17	3.17	3.87	3.82	9.93
	外国証券	0.31	1.09	0.30	0.36	0.30
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.15	0.25	0.14	0.16	0.24
[参考] 時価総合利回り	公社債	△ 0.05	0.12	△ 0.12	0.15	△ 0.04
	株式	15.98	△ 19.79	8.09	25.33	△ 8.93
	外国証券	0.56	△ 0.18	△ 0.04	0.38	0.12
	その他の証券	—	—	—	—	—
	合計	0.54	△ 0.68	0.13	0.94	△ 0.39

(注) 1. 公社債は国債、地方債および社債の合計を記載しています。

2. 各利回りの計算方法については、P66〔利息および配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）の推移〕およびP67〔資産運用利回り（実現利回り）の推移〕の説明をご参照ください。

(6) 有価証券残存期間別残高

2020年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
	国債		—	—	—	—	—	—	—
地方債		2,547	3,894	4,979	—	—	—	—	11,421
社債		6,509	11,878	7,499	1,440	—	27	—	27,354
株式		—	—	—	—	—	—	1,629	1,629
外国証券		299	1,405	399	—	—	—	—	2,105
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		9,356	17,178	12,879	1,440	—	27	1,629	42,510

2021年度

(単位：百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		—	—	—	—	—	—	—	—
地方債		2,555	3,234	3,027	—	—	—	—	8,816
社債		7,105	10,751	8,618	199	—	24	—	26,699
株式		—	—	—	—	—	—	1,408	1,408
外国証券		1,402	1,000	201	—	—	—	—	2,604
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		11,063	14,985	11,847	199	—	24	1,408	39,528

(7) 業種別保有株式の推移

区分	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	株数	金額	構成比												
	千株	百万円	%												
保険業	24	292	18.5	24	292	23.5	24	292	22.2	24	292	18.0	24	292	20.8
建設業	113	1,120	70.8	113	804	64.5	113	888	67.2	113	1,183	72.6	108	976	69.3
卸売業	60	89	5.7	60	70	5.7	60	60	4.6	60	74	4.6	60	60	4.3
不動産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
サービス業	33	10	0.7	33	10	0.8	33	10	0.8	33	10	0.6	33	10	0.7
その他	2	68	4.3	2	68	5.5	2	68	5.2	2	68	4.2	2	68	4.9
合計	233	1,581	100.0	233	1,246	100.0	233	1,320	100.0	233	1,629	100.0	228	1,408	100.0

(注) 業種別区分は証券取引所の業種分類に準じています。

(8) 貸付金の業種別内訳と推移

該当なし

(9) 貸付金残存期間別残高

該当なし

(10) 貸付金担保別内訳の推移

該当なし

(11) 貸付金の用途別内訳の推移

該当なし

(12) 貸付金の企業規模別内訳の推移

該当なし

(13) 有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
土地		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
建物		320	287	270	333	383
営業用		320	287	270	333	383
賃貸用		—	—	—	—	—
建設仮勘定		—	—	—	—	—
営業用		—	—	—	—	—
賃貸用		—	—	—	—	—
合計		320	287	270	333	383
営業用		320	287	270	333	383
賃貸用		—	—	—	—	—
リース資産		431	400	386	480	568
その他の有形固定資産		43	39	25	26	83
有形固定資産合計		795	727	682	839	1,036

(14) 長期性資産の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
長期性資産		—	—	—	—	—

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

(15) 特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

当社では、特別勘定で処理すべき資産の保有および運用実績はありません。

(16) リスク管理債権の状況

該当なし

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当なし

(18) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当なし

(19) 保険契約準備金の内訳

①支払準備金の推移

(単位：百万円)

種目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	711	696	960	1,138	1,150
海上	15	75	33	54	21
傷害	1,910	1,831	1,574	1,276	1,686
自動車	1,475	1,416	1,441	1,429	1,367
自動車損害賠償責任	248	230	205	196	214
その他	2,430	2,503	2,583	2,364	2,699
(うち賠償責任)	(1,132)	(1,066)	(905)	(953)	(1,070)
合計	6,791	6,754	6,798	6,460	7,139

②責任準備金の推移

(単位：百万円)

種目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
火災	8,701	8,955	8,966	8,708	8,331
海上	309	253	328	290	292
傷害	10,195	10,530	9,453	7,843	6,825
自動車	3,015	3,120	2,890	2,736	2,517
自動車損害賠償責任	1,442	1,463	1,556	1,626	1,604
その他	6,821	7,175	7,378	7,315	7,295
(うち賠償責任)	(3,400)	(3,371)	(3,318)	(3,277)	(3,147)
合計	30,485	31,499	30,574	28,521	26,866

③責任準備金残高の内訳

2020年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,327	4,376	5	—	—	8,708
海上	107	183	—	—	—	290
傷害	1,943	5,879	15	4	—	7,843
自動車	1,280	1,455	0	—	—	2,736
自動車損害賠償責任	1,626	—	—	—	—	1,626
その他	3,802	3,512	—	—	—	7,315
(うち賠償責任)	(1,624)	(1,652)	—	—	—	(3,277)
合計	13,089	15,406	21	4	—	28,521

2021年度

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
火災	4,211	4,115	5	—	—	8,331
海上	129	162	—	—	—	292
傷害	2,027	4,787	5	4	—	6,825
自動車	1,228	1,288	0	—	—	2,517
自動車損害賠償責任	1,604	—	—	—	—	1,604
その他	4,043	3,251	—	—	—	7,295
(うち賠償責任)	(1,643)	(1,503)	—	—	—	(3,147)
合計	13,245	13,605	11	4	—	26,866

(20) 責任準備金積立水準

区分	2020年度	2021年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式または全期チルメル式
積立率	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
 3. 積立率＝(実際に積み立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
 (1) 標準責任準備金対象契約に係る1996年大蔵省告示第48条に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
 (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(21) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2017年度	5,402	3,026	2,751	△375
2018年度	5,989	3,295	2,953	△258
2019年度	5,878	3,340	2,872	△334
2020年度	6,111	3,166	3,031	△85
2021年度	5,643	3,046	3,111	△514

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(22) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

①自動車

(単位: 百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計保険金＋支払備金															
事故発生年度末	644			531			496			489			545		
1年後	651	1.010	6	544	1.025	13	459	0.925	△37	485	0.991	△4			
2年後	632	0.972	△18	515	0.947	△28	389	0.849	△69						
3年後	632	1.000	0	517	1.004	1									
4年後	599	0.948	△32												
最終損害見積り額			599			517			389			485			545
累計保険金			547			353			282			189			110
支払備金			52			164			107			295			434

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 自動車保険は「対人」、「対物」、「車両」、「その他」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「対人」、「その他」であり、これらを集計したものを開示しております。

②傷害

(単位: 百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計保険金＋支払備金															
事故発生年度末	1,846			1,954			1,810			1,528			2,114		
1年後	1,958	1.060	111	2,019	1.033	64	1,870	1.033	59	1,679	1.098	150			
2年後	1,975	1.009	17	2,027	1.004	7	1,924	1.029	53						
3年後	1,992	1.008	16	2,038	1.006	11									
4年後	1,996	1.002	4												
最終損害見積り額			1,996			2,038			1,924			1,679			2,114
累計保険金			1,965			1,971			1,831			1,501			1,047
支払備金			30			67			92			177			1,066

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
 4. 傷害保険については「普通傷害」、「積立」に区分し、この内、統計的手法を採用することとなった区分は「普通傷害」のみであり、これを開示しております。

③賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計保険金+支払備金	632			586			599			518			588		
1年後	638	1.010	6	563	0.962	△22	633	1.058	34	545	1.053	27			
2年後	690	1.081	51	567	1.007	3	629	0.994	△3						
3年後	764	1.107	74	567	1.000	0									
4年後	743	0.972	△21												
最終損害見積り額			743			567			629			545			588
累計保険金			650			515			520			421			274
支払備金			92			52			109			123			314

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除後の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

(23) 引当金明細表

2020年度

(単位：百万円)

区分	年度	2019年度末 残高	2020年度 増加額	2020年度減少額		2020年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		16	6	—	16	6	(注) 参照
個別貸倒引当金		0	0	0	0	0	
退職給付引当金		1,663	—	279	40	1,342	
役員退職慰労引当金		66	15	—	—	82	
賞与引当金		85	105	85	—	105	
価格変動準備金		13	16	—	—	30	
合計		1,846	143	366	57	1,566	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

2021年度

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度末 残高	2021年度 増加額	2021年度減少額		2021年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		6	5	—	6	5	(注) 参照
個別貸倒引当金		0	0	0	—	0	
退職給付引当金		1,342	—	172	44	1,125	
役員退職慰労引当金		82	36	15	—	103	
賞与引当金		105	114	105	—	114	
価格変動準備金		30	—	—	21	8	
合計		1,566	157	293	72	1,358	

(注) 減少額のうち、その他は洗替による取崩額

(24) 貸付金償却

該当なし

II-3 損益の明細

(1) 事業費（含む損害調査費）の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
人件費		6,289	6,134	6,697	6,830	6,495
物件費		5,558	5,942	6,675	6,332	6,464
税金		304	272	279	244	251
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金		—	—	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金		—	—	—	—	—
諸手数料および集金費		64	439	568	△234	171
合計		12,218	12,789	14,221	13,172	13,383

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費および一般管理費ならびに諸手数料および集金費の合計です。

(2) 有価証券売却益の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
公社債		6	1	0	0	0
株式		—	—	—	—	40
外国証券		—	37	—	—	—
合計		6	39	0	0	40

(3) 有価証券売却損の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
公社債		6	0	—	—	—
株式		1	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	0
合計		8	0	—	—	0

(4) 有価証券評価損の推移

該当なし

(5) 有形固定資産処分益の推移

該当なし

(6) 有形固定資産処分損の推移

(単位：百万円)

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
土地・建物	5	—	—	0	10
リース資産	2	—	—	—	0
その他の有形固定資産	0	0	4	0	13
合計	8	0	4	0	24

(7) 減価償却費明細表

2020年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2020年度償却額	償却累計額	2020年度末残高	償却累計率
有形固定資産	1,773	198	933	839	52.6%
建物	631	33	298	333	47.2
リース資産	967	157	487	480	50.4
その他の有形固定資産	174	6	148	26	85.0
無形固定資産	3,314	274	2,760	554	83.3
合計	5,088	472	3,694	1,393	

2021年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2021年度償却額	償却累計額	2021年度末残高	償却累計率
有形固定資産	2,140	272	1,104	1,036	51.6%
建物	706	37	322	383	45.7
リース資産	1,182	187	613	568	51.9
その他の有形固定資産	252	46	168	83	66.9
無形固定資産	3,723	310	3,071	651	82.5
合計	5,864	583	4,176	1,687	

(注) 本表に記載している無形固定資産は、ソフトウェア（未稼働のものを除く）とリース資産です。

II-4 時価情報等

(1) 有価証券に係る時価情報

① 売買目的有価証券	該当なし
② 満期保有目的の債券で時価のあるもの	該当なし
③ 子会社株式で時価のあるもの	該当なし

④その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度			2021年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	14,655	14,676	20	5,564	5,573	8
	株式	314	1,257	943	306	1,036	730
	外国証券	600	604	4	500	501	1
	小計	15,569	16,538	968	6,370	7,110	740
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債※	24,114	24,100	△14	29,980	29,942	△37
	株式※	—	—	—	—	—	—
	外国証券※	1,504	1,500	△3	2,107	2,103	△4
	小計	25,619	25,601	△18	32,087	32,045	△41
合計		41,188	42,139	950	38,458	39,156	698

※その他有価証券で時価のあるものについて

2020年度・2021年度において減損処理を行った有価証券はありません。

なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としています。

⑤売却した満期保有目的の債券

該当なし

⑥売却したその他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)			2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)		
		売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他有価証券		700	0	—	450	40	0

⑦時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当なし

(2) 子会社株式

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度
株式		280	280

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度	2021年度
公社債		—	—
株式		91	91
外国証券		—	—
合計		91	91

⑧その他有価証券のうち満期があるものの決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	年度	2020年度 (2021年3月31日現在)				2021年度 (2022年3月31日現在)			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債		—	—	—	—	—	—	—	
地方債		2,547	8,874	—	—	2,555	6,261	—	
社債		6,509	19,377	1,440	27	7,105	19,369	199	
外国証券		299	1,805	—	—	1,402	1,201	—	
合計		9,356	30,057	1,440	27	11,063	26,833	199	

(2) 金銭の信託に係る時価情報

該当なし

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引に係る時価情報

該当なし

(5) 先物外国為替取引に係る時価情報

該当なし

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（下記（7）に掲げるものを除く。）に係る時価情報

該当なし

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに限る。）に係る時価情報

該当なし

III-1 事業の概況（連結）

業績

世界中で新型コロナウイルスと共存しながら経済活動の正常化が進められる一方、半導体不足などの供給制約を主因に、当決算期における世界経済は後半にペースが鈍化しました。主要国・地域の大規模な経済政策やワクチンの普及により、徐々に経済活動が活発化する動きがみられるものの、インフレ圧力やロシアのウクライナ侵攻など依然として経済活動への影響の懸念は拭えず、景気の先行きは不透明です。

日本経済は、当決算期内に感染蔓延防止策等の新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の制限はあった中でも、需要、個人消費や企業活動が徐々に持ち直しの方向へ進みましたが、オミクロン変異株の感染拡大により景気回復はペースダウンしました。今後も新型コロナウイルス感染拡大による下振れリスクや加速する円安等に引き続き注意が必要です。

このような経営環境のもと、当期の損益の状況につきましては、経常利益が43億3千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は29億12百万円となりました。

連結キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に支払備金の増加により、前連結会計年度に比べて1億6千8百万円増加し、23億8千2百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入により24億6百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いにより、99億9千7百万円の支出となりました。

これらの結果、当連結会計年度末の現金および現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて53億5千2百万円減少し、66億9千1百万円となりました。

III-2 主要な経営指標等の推移（連結）

(単位：百万円)

項目	連結会計年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
連結経常収益		23,127	23,971	26,563	26,399	26,380
連結正味収入保険料		22,783	23,458	25,280	23,470	24,337
連結経常利益		1,183	551	3,154	5,222	4,336
親会社株主に帰属する当期純利益		5,934	181	2,308	3,510	2,912
連結包括利益		6,024	△128	2,202	3,727	2,679
連結純資産額		13,266	13,137	15,339	19,067	11,937
連結総資産額		63,165	64,667	66,528	68,003	59,084
連結ベース1株あたり純資産額		81,389円41銭	80,598円22銭	94,109円53銭	116,975円56銭	73,233円25銭
連結ベース1株あたり当期純利益		36,408円75銭	1,114円95銭	14,161円80銭	21,535円54銭	17,868円47銭
自己資本比率		21.00%	20.32%	23.06%	28.04%	20.20%
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,787	3,027	1,777	2,214	2,382
投資活動によるキャッシュ・フロー		702	584	△3,627	1,065	2,406
財務活動によるキャッシュ・フロー		△143	△141	△148	△160	△9,997
現金および現金同等物の期末残高		7,192	10,774	8,729	12,043	6,691
従業員数		538名	564名	614名	600名	628名
連結ソルベンシー・マージン比率		1,626.8%	1,646.9%	1587.6%	1645.3%	1235.2%

III-3 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2021年3月31日 現在)	2021年度 (2022年3月31日 現在)	科目	年度	2020年度 (2021年3月31日 現在)	2021年度 (2022年3月31日 現在)
		金額	金額			金額	金額
【資産の部】				【負債の部】			
現金および預貯金		12,213	6,861	保険契約準備金		35,223	34,247
有価証券		42,230	39,248	支払備金		6,481	7,157
有形固定資産		840	1,036	責任準備金等		28,742	27,089
建物		333	383	その他負債		12,349	11,666
リース資産		480	568	外国再保険借		6,027	6,050
その他の有形固定資産		26	83	未払法人税等		946	385
無形固定資産		867	1,006	未払金		1,916	1,682
ソフトウェア		867	1,006	その他の負債		3,458	3,548
その他の無形固定資産		0	0	退職給付に係る負債		1,143	1,004
その他資産		7,424	6,824	役員退職慰労引当金		82	103
外国再保険貸		2,664	2,457	賞与引当金		107	116
その他の資産		4,760	4,366	特別法上の準備金		30	8
繰延税金資産		4,433	4,114	価格変動準備金		30	8
貸倒引当金		△7	△7				
				負債の部合計		48,936	47,147
				【純資産の部】			
				資本金		5,000	5,000
				資本剰余金		1,250	1,250
				利益剰余金		11,960	5,063
				株主資本合計		18,210	11,313
				その他有価証券評価差額金		685	503
				退職給付に係る調整累計額		170	119
				その他の包括利益累計額合計		856	623
				純資産の部合計		19,067	11,937
資産の部合計		68,003	59,084	負債および純資産の部合計		68,003	59,084

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		26,399	26,380
保険引受収益		25,890	26,041
正味収入保険料		23,470	24,337
積立保険料等運用益		34	39
支払備金戻入額		331	—
責任準備金等戻入額		2,049	1,652
為替差益		3	11
資産運用収益		217	55
利息および配当金収入		57	55
有価証券売却益		0	40
為替差益		194	—
積立保険料等運用益振替		△34	△39
その他経常収益		292	283
経常費用		21,177	22,044
保険引受費用		8,809	9,659
正味支払保険金		7,880	7,706
損害調査費		1,364	1,302
諸手数料および集金費		△438	△28
支払備金繰入額		—	675
その他保険引受費用		2	2
資産運用費用		—	142
有価証券売却損		—	0
為替差損		—	142
営業費および一般管理費		12,350	12,218
その他経常費用		18	23
支払利息		16	21
貸倒引当金繰入額		—	0
その他の経常費用		1	1
経常利益		5,222	4,336
特別利益		—	21
特別法上の準備金戻入額		—	21
価格変動準備金		—	21
特別損失		16	24
固定資産処分損		0	24
特別法上の準備金繰入額		16	—
価格変動準備金		16	—
税金等調整前当期純利益		5,205	4,333
法人税および住民税等		1,139	1,011
法人税等調整額		555	409
法人税等合計		1,694	1,420
当期純利益		3,510	2,912
非支配株主に帰属する当期純利益		0	—
親会社株主に帰属する当期純利益		3,510	2,912

(3) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
		金額	金額
当期純利益		3,510	2,912
その他の包括利益		216	△ 232
その他有価証券評価差額金		241	△ 181
退職給付に係る調整額		△ 25	△ 51
包括利益		3,727	2,679

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		5,205	4,333
減価償却費		509	583
支払備金の増減額 (△は減少)		△ 331	675
責任準備金等の増減額 (△は減少)		△ 2,049	△ 1,652
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△ 10	0
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)		△ 314	△ 209
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		15	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)		19	8
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		16	△ 21
利息および配当金収入		△ 57	△ 55
有価証券関係損益 (△は益)		0	△ 39
支払利息		16	21
為替差損益 (△は益)		△ 194	142
有形固定資産関係損益 (△は益)		9	24
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		64	151
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△ 348	△ 201
小計		2,551	3,782
利息および配当金の受取額		205	202
利息の支払額		△ 16	△ 21
法人税等の支払額		△ 525	△ 1,581
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,214	2,382
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 9,035	△ 7,070
有価証券の売却・償還による収入		10,213	9,692
資産運用活動計 (営業活動および資産運用活動計)		1,178	2,622
(営業活動および資産運用活動計)		(3,393)	(5,004)
有形固定資産の取得による支出		△ 113	△ 215
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,065	2,406
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		—	△ 9,809
リース債務の返済による支出		△ 159	△ 187
その他		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 160	△ 9,997
現金および現金同等物に係る換算差額		194	△ 142
現金および現金同等物の増減額 (△は減少)		3,313	△ 5,352
現金および現金同等物の期首残高		8,729	12,043
現金および現金同等物の期末残高		12,043	6,691

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および同等物)は手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金、コールローン等の短期投資からなっております。

(5) 連結株主資本等変動計算書

2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	8,450	14,700	443	196	639	15,339
当期変動額								
剰余金の配当								
親会社株主に帰属する当期純利益			3,510	3,510				3,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					241	△25	216	216
当期変動額合計			3,510	3,510	241	△25	216	3,727
当期末残高	5,000	1,250	11,960	18,210	685	170	856	19,067

2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,000	1,250	11,960	18,210	685	170	856	19,067
当期変動額								
剰余金の配当			△9,809	△9,809				△9,809
親会社株主に帰属する当期純利益			2,912	2,912				2,912
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△181	△51	△232	△232
当期変動額合計			△6,897	△6,897	△181	△51	△232	△7,129
当期末残高	5,000	1,250	5,063	11,313	503	119	623	11,937

◆連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (2021年度)

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社
Chubb 少額短期保険株式会社
- 会計方針に関する事項
 - 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券(市場価格のない株式等を除く)の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
 - 減価償却資産の減価償却の方法は次のとおりであります。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
当社および連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物付属設備および構築物(建物を除く)については定額法により行っております。
 - 無形固定資産(リース資産を除く)
当社および連結子会社の保有する自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却はリース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。残存価額についてはリース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
 - 貸倒引当金は、当社および連結子会社の定める資産査定および償却・引当基準に則り、個別資産毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産査定および償却・引当規程に基づき、管轄部署が資産査定および償却・引当を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果および償却・引当状況を監査しております。
 - 退職給付に係る負債は従業員からの退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しております。未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
 - 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当連結会計年度末の要支給見込額を計上しております。
 - 賞与引当金は、従業員および役員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
 - 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
 - 消費税等の会計処理は税抜方式によるものであります。ただし、損害調査費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式によるものであります。(会計方針の変更)
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。
- 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

◆ 2021 年度連結貸借対照表関連

- 有形固定資産の減価償却累計額は1,109百万円であります。
- 賞与引当金には役員分18百万円が含まれております。
- 1株あたりの純資産額は73,233円25銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は11,937百万円、普通株式に係る期末の純資産額は11,937百万円、1株あたり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数は163千株であります。なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
- 支払備金は、当期末において支払い義務が発生したもの、または、まだ支払い事由の発生を報告を受けていないものの支払い事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等（保険金、返戻金およびその他の給付金）の支出として計上していないものについて、保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条に基づき計上しております。支払備金は、既発生既報告の支払備金（保険契約に基づいて支払い義務が発生した保険金等のうち、まだ支払っていない金額。以下、普通支払備金）と、既発生未報告の支払備金（まだ支払い事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払い事由が既に発生したと認められる保険金等。以下、IBNR備金）から構成されます。なお、再保険契約に基づき、再保険者から回収可能と認められる金額は支払備金より控除しております。
- 財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は支払備金であります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (単位: 百万円)

支払備金	7,157
普通支払備金	5,408
IBNR 備金	1,748

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

普通支払備金に関しては、支払い義務が発生した保険契約に関して、期末日時点で利用可能な情報に基づき、損害査定等の方法により将来の支払い額を見積り計上しております。IBNR 備金に関しては、支払い義務が発生したと認められるが、未報告の保険契約について、その最終損害額を主に統計的見積法により算出し、将

来の支払い額を見積り計上しております。

②主要な仮定

普通支払備金は、保険契約の補償内容と損害査定の結果をもとに将来の支払い額を見積っております。損害査定においては、過去の支払い実績の傾向や、法改正や過去の裁判例、経済環境および社会情勢の変化に伴う医療費用、車両や家財の修繕コスト、人件費の変化等が影響を及ぼす可能性も考慮しております。IBNR 備金は、予想損害率、保険金等進展率等の主要な仮定を使用して、将来の支払い額を見積り計上しております。

③翌連結会計年度の計算書類に与える影響

- 各事象の将来における状況変化等により保険金等の支払い額や支払備金の計上額が当初の見積額から変動する可能性があります。特に、賠償責任保険等の保険種目は、事故発生から保険金支払いまでの期間が長期間にわたり、期末日時点においては利用可能でない情報も多いことから、不確実性の程度が高くなります。一方、車両保険や家財保険等の保険種目は保険事由の発生から保険金等の支払いまでの期間が比較的短いこと等から、不確実性の程度は低くなります。
- 責任準備金は、当連結会計年度末時点において保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条に基づき、保険料および責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。責任準備金のうち、普通責任準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき積み立てております。責任準備金のうち、異常危険準備金については、保険業法第116条第1項および保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常災害による損害のてん補に充てるため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。
 - 市場価額のない株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。
 - 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2021 年度連結損益計算書関連

- 正味収入保険料は、収入保険料から支払再保険料を控除して算定しております。収入保険料のうち、元受保険料については主として決算締め切り日までに入金報告書および申込書その他保険料計上に必要な書類が到着し、かつ保険始期月が到来している契約について保険料を計上しており、受再保険料については、再保険契約に基づき、主として勘定書その他再保険料計上に必要な書類が到着し、かつ再保険始期月が到来している契約について保険料を計上しております。支払再保険料については、再保険契約に基づき、再保険者に対して出再したと認められる保険料を計上しております。正味支払保険金は、支払保険金から回収再保険金を控除して算定しております。

- 支払保険金のうち、元受保険金については、主として、保険約款に基づく支払い事由が発生し、期末日までに損害てん補金等として支払った金額を計上しており、受再保険金については、再保険契約に基づき、主として勘定書が到来した時点で保険金を計上しております。回収再保険金については、再保険契約に基づき、再保険者から回収できると認められる保険金を計上しております。
- 1株あたりの親会社株主に帰属する当期純利益は17,868円47銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は2,912百万円、普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益は2,912百万円、普通株式の期中平均株式数は163千株であります。
 - 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2021 年度連結包括利益計算書関連

その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△354百万円
組替調整額	102百万円
税効果調整前	△252百万円
税効果額	70百万円
その他有価証券評価差額金	△181百万円

退職給付に係る調整額	
当期発生額	0百万円
組替調整額	△70百万円
税効果調整前	△70百万円
税効果額	19百万円
退職給付に係る調整額	△51百万円
その他の包括利益合計	△232百万円

◆ 2021 年度連結株主資本等変動計算書関連

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当連結会計年度期首株式数（千株）	163	163
当連結会計年度増加株式数（千株）	—	—
当連結会計年度減少株式数（千株）	—	—
当連結会計年度末株式数（千株）	163	163

自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払い額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月20日 臨時株主総会	普通株式	6,899	42,329.43	—	2021年4月21日
2021年6月25日 株主総会	普通株式	2,910	17,852.76	2021年3月31日	2021年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 株主総会	普通株式	2,410	14,787.12	2022年3月31日	2022年6月24日

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

◆ 2021 年度金融商品関連

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は損害保険事業を行っており保険料として収受した資金等の運用を行っております。資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、中長期的に安全かつ効率的な運用収益を確保することを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券です。資産運用に関するリスクは金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体の信用リスク、巨大災害の発生、市場の混乱等により著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理規程に従い、以下のモニタリングをリスク管理委員会資産運用リスク部会で実施し、四半期ごとにリスク管理委員会ならびに取締役会へ報告しております。

①市場リスクについては含み損益、損益分岐点、金利感応度の状況をモニタリングしております。また VaR によるリスク量の管理を行っております。

②信用リスクについては同一と信先ならびに格付別の与信限度額の管理を行っております。

③流動性リスクについては災害時を想定した場合の想定資金化期間の状況をモニタリングしております。

2. 金融商品の時価等および時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびレベル別の時価については次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、企業会計基準適用指針第19号に従い、取得原価をもって貸借対照表価額とし、レベル別表示の中に含めておりません。（(注2)参照）金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

現金および預貯金、外国再保険借は主に短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
地 方 債	—	—	8,816	8,816
社 債	—	—	26,699	26,699
公社団債	—	—	13,267	13,267
事 業 債	—	—	13,431	13,431
株 式	1,036	—	—	1,036
外 国 証 券	—	—	2,604	2,604
そ の 他	—	—	2,604	2,604
計	1,036	—	38,120	39,156

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当ありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に上場株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

(注2) 市場価格のない株式等は非上場株式91百万円であり、これらは含まれておりません。

(6) 会計監査

当社は、2020年度（2020年4月1日より2021年3月31日まで）および2021年度（2021年4月1日より2022年3月31日まで）の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表について、会社法第444条第4項の規定に基づき、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

III-4 リスク管理債権

該当なし

III-5 セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

全セグメントの経常収益の合計、経常利益の合計および資産の金額の合計額に占める「損害保険事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

なお、投資事業は保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

同上

(2) 所在地別セグメント情報

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

全セグメントの経常収益の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しています。

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

同上

(3) 海外売上高

2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

同上

III-6 Chubb 少額短期保険株式会社の単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	年度	2020 年度	2021 年度
単体ソルベンシー・マージン総額 (A)		521	543
純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を除く。)		468	487
価格変動準備金		—	—
異常危険準備金		51	55
一般貸倒引当金		0	0
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額 (税効果控除前) (99%または100%)		—	—
土地含み損益 (85%または100%)		—	—
契約者配当準備金		—	—
将来利益		—	—
税効果相当額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
控除項目		—	—
単体リスクの合計額 (B)		34	33
$\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4$			
保険リスク相当額		16	15
(一般保険リスク R_1) * 1		16	15
(巨大災害リスク R_4) * 4		—	—
(資産運用リスク R_2) * 2		29	28
(経営管理リスク R_3) * 3		0	0
単体ソルベンシー・マージン比率 (C)		3,005.4%	3,206.4%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 211 条の 59, 第 211 条の 60 および 2006 年金融庁告示第 14 号の規定に基づいて算出しています。

◆単体ソルベンシー・マージン比率

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払い余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の (A)) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険 (一般保険リスク)：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
 - * 2 資産運用上の危険 (資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 3 経営管理上の危険 (経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 2 および * 4 以外のもの
 - * 4 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当) により発生し得る危険
- 「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払い余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、少額短期保険業者の純資産 (社外流出予定額等を除く)、諸準備金 (価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

III-7 保険会社およびその子会社等に係る保険金等の支払い能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	年度	2020 年度	2021 年度
連結ソルベンシー・マージン総額 (A)		34,753	25,749
資本金または基金等		18,210	11,313
価格変動準備金		30	8
危険準備金		21	11
異常危険準備金		15,406	13,605
一般貸倒引当金		6	6
その他有価証券評価差額金および繰延ヘッジ損益の合計額（税効果控除前） （99%または100%）		855	628
土地含み損益（85%または100%）		—	—
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）		170	119
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分および負債性資本調達手段等のうち、マージンに 算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		51	55
その他		—	—
控除項目		—	—
連結リスクの合計額 (B)		4,224	4,169
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)+R_3+R_4})^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁) * 1		2,594	2,757
生命保険契約の保険リスク (R ₂) * 1		—	—
第三分野保険の保険リスク (R ₃) * 1		1	0
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄) * 1		16	15
予定利率リスク (R ₅) * 2		3	3
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆) * 3		—	—
資産運用リスク (R ₇) * 4		1,845	1,462
経営管理リスク (R ₈) * 5		107	103
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉) * 6		916	928
連結ソルベンシー・マージン比率 (C)		1645.3%	1235.2%
$C = [(A) / \{(B) \times 1 / 2\}] \times 100$			

（注）「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2（連結ソルベンシー・マージン）および第88条（連結リスク）ならびに2011年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

◆連結ソルベンシー・マージン比率

- 当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社において少額短期保険業を営んでおります。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払いや積立型保険の満期返戻金支払い等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払い能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払い余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」です。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社（議決権が50%超の子会社）については計算対象に含めていません。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - * 1 保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスクおよび少額短期保険業者の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - * 2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - * 3 最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）：変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - * 4 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - * 5 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記* 1～* 4および* 6以外のもの
 - * 6 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- 「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払い余力」
当社およびその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み益の一部等の総額
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

店舗所在地一覧

2022年7月1日現在

本社	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7000(代)
北海道支店	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-1501(代) Fax(011)241-0368
東北支店	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)	(022)262-7791(代) Fax(022)265-0527
青森営業所	〒033-0001	青森県三沢市中央町4丁目3番4号(YG三沢ビル)	(0176)53-4413(代) Fax(0176)57-0408
北関東支店	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号(ソニックシティビル)	(048)644-1233(代) Fax(048)647-2375
新潟営業所	〒950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号(大和地所新潟笹口ビル)	(025)245-7291(代) Fax(025)244-8789
宇都宮営業所	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り2丁目1番5号(明治安田生命宇都宮大通りビル)	(028)635-6699(代) Fax(028)633-5536
高崎営業所	〒370-0811	群馬県高崎市相生町1番地1(八十二銀行高崎ビル)	(027)377-8420(代) Fax(027)377-8418
旅行保険本部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7060(代) Fax(03)6364-7422
不動産保険本店営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7050(代) Fax(03)6364-7420
不動産本店北海道	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-1501(代) Fax(011)241-0368
不動産本店東北	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)	(022)262-7791(代) Fax(022)265-0527
不動産本店新潟	〒950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9号(大和地所新潟笹口ビル)	(025)245-7291(代) Fax(025)244-8789
不動産本店北関東	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番5号(ソニックシティビル)	(048)644-1233(代) Fax(048)647-2375
不動産本店神奈川	〒220-8144	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号(横浜ランドマークタワー)	(045)683-3600(代) Fax(045)683-3636
不動産保険カスタマーセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7084(代) Fax(03)6364-7420
ブローカー セールス&マーケティング部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7181(代) Fax(03)6364-7410
東京支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7070(代) Fax(03)6364-7416
企業営業部	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7182(代) Fax(03)6364-7410
中央統括支店	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7080(代) Fax(03)6364-7418
神奈川支店	〒220-8144	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号(横浜ランドマークタワー)	(045)683-3600(代) Fax(045)683-3636
静岡支店	〒420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11番30号(エクセルワード静岡ビル)	(054)254-0331(代) Fax(054)254-7915
浜松営業所	〒430-7715	静岡県浜松市中区板屋町111番2号(浜松アクタワー)	(053)454-4401(代) Fax(053)455-1655
名古屋支店	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000(代) Fax(052)747-7100
岐阜営業所	〒500-8833	岐阜県岐阜市神田町1丁目8番5号(協和興業ビル)	(058)264-6271(代) Fax(058)263-7267
三重営業所	〒510-0067	三重県四日市市浜田町6番11号(サムティ四日市ビル)	(059)352-2164(代) Fax(059)354-1364
中部不動産保険営業部	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7000(代) Fax(052)747-7100
中部不動産静岡	〒420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11番30号(エクセルワード静岡ビル)	(054)254-0331(代) Fax(054)254-7915
大阪支店	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7591(代) Fax(06)6343-7588
京都営業所	〒604-8101	京都府京都市中京区柳馬場通り御池下ル柳八幡町65番地(京都朝日ビル)	(075)211-5501(代) Fax(075)251-0798
徳島営業所	〒770-0841	徳島県徳島市八百屋町1丁目14番地(大樹生命徳島ビル)	(088)626-3511(代) Fax(088)655-1876
関西不動産保険営業部	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7591(代) Fax(06)6343-7588
関西不動産福岡	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館)	(092)751-5061(代) Fax(092)771-5504
広島支店	〒730-0017	広島県広島市中区鉄砲町7番18号(東芝フコク生命ビル)	(082)221-9311(代) Fax(082)223-8441
岡山営業所	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井1丁目1番3号(日本生命岡山第2ビル新館)	(086)224-6285(代) Fax(086)231-9625
福岡支店	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館)	(092)751-5061(代) Fax(092)771-5504
北九州営業所	〒802-0001	福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号(KMMビル)	(093)511-5012(代) Fax(093)511-6509
長崎営業所	〒850-0018	長崎県長崎市伊勢町4番11号(Jプロ新大工ビル)	(095)807-8180(代) Fax(095)807-3858
熊本支店	〒860-0805	熊本県熊本市中央区桜町1番20号(西嶋三井ビルディング)	(096)354-8221(代) Fax(096)359-4559
沖縄支店	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6660(代) Fax(098)911-9900
西日本カスタマーサービスセンター	〒850-0018	長崎県長崎市伊勢町4番11号(Jプロ新大工ビル)	(095)807-8100(代)

損害サービス専門オフィス

保険金カスタマーセンター	〒980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町1丁目9番1号(仙台トラストタワー)	(050)3164-8690(代) Fax(022)778-0245
火災・新種個人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7210(代) Fax(03)6364-7450
火災・新種法人保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7211(代) Fax(03)6364-7451
傷害・医療保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7220(代) Fax(03)6364-7448
自動車保険損害サービスセンター	〒141-8679	東京都品川区北品川6丁目7番29号(ガーデンシティ品川御殿山)	(03)6364-7200(代) Fax(03)6364-7440
札幌サービスセンター	〒060-0003	北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1(日本生命札幌ビル)	(011)261-8023(代) Fax(011)261-1512
名古屋サービスセンター	〒461-0005	愛知県名古屋市中区東桜1丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル)	(052)747-7020(代) Fax(052)747-7120
大阪サービスセンター	〒530-0001	大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号(ハービス大阪)	(06)6343-7585(代) Fax(06)6343-7583
福岡サービスセンター	〒810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号(電気ビル共創館)	(092)751-5067(代) Fax(092)751-3994
沖縄サービスセンター	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号(ニッセイ那覇センタービル)	(098)911-6630(代) Fax(098)911-9900

各種お問い合わせ先

事故受付サービス

0120-011-313

海外旅行保険事故専用

0120-071-313

お客様サポートダイヤル

0120-550-385

傷害保険事故専用

0120-091-313

がん・医療保険事故専用

0120-289-822

54 の国と地域で事業展開する
損害保険のグローバルリーダー、チャブ・グループ。



チャブ・グループは、これらの国や地域で事業を展開。世界中でお客様のリスクを管理・サポートしています。

Argentina	Denmark	Italy	Panama	Sweden
Australia	Ecuador	Japan	Peru	Switzerland
Austria	Egypt	Korea	Philippines	Taiwan
Belgium	Finland	Macao	Poland	Thailand
Bermuda	France	Malaysia	Portugal	Tunisia
Brazil	Germany	Mexico	Puerto Rico	Turkey
Canada	Gibraltar	Myanmar	Russia	United Arab Emirates
Chile	Hong Kong	Netherlands	Saudi Arabia	United Kingdom
China	Hungary	New Zealand	Singapore	United States
Colombia	Indonesia	Norway	South Africa	Vietnam
Czech Republic	Ireland	Pakistan	Spain	

Business Report 2022 2022年7月発行

Chubb 損害保険株式会社
マーケティング & コミュニケーション部

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
03-6364-7000 (代) www.chubb.com/jp

www.chubb.com/jp

Chubb. Insured.SM